

官報 号外 平成二十年六月十日

○第一百六十九回 衆議院会議録 第三十八号

平成二十年六月十日(火曜日)

議事日程 第二十六号
平成二十年六月十日

午後一時開議

第一 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

第二 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(内閣提出 参議院送付)

第三 平成十八年度一般会計歳入歳出決算

平成十八年度特別会計歳入歳出決算

平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五 平成十八年度国有財産無償貸付状況提出

日程第四 平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第五 平成十八年度国有財産無償貸付状況提出

地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参議院提出)

○議長(河野洋平君) 午後一時二分開議
これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長下村博文君。

委員長の報告を求めます。環境委員長小島敏男君。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔下村博文君登壇〕

○下村博文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現に子がいる性同一性障害者であつても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取り扱いの変更の審判をすることができるようになります。そのため、その要件のうち、「現に子がないこと」を「現に未成年の子がないこと」に改めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、六月四日本委員会に付託され、六日参議院法務委員長代理者参議院議員浜四津敏子君から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

平成二十年六月十日 衆議院会議録第三十八号

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 開議

日程第一 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(内閣提出 参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小島敏男君。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔小島敏男君登壇〕

○小島敏男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における愛玩動物用飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化に伴う規格の設定、当該基準または規格に合わない愛玩動物用飼料の製造の禁止等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌三日に鷹下環境大臣から提案理由の説明を聴取し、六日に質疑を行いました。同日質疑終了後、先般、生物多様性基本法が成立し公布されたことに伴う規定の整理をするための修正案を提出し、趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

(枝野幸男君登壇)

○枝野幸男君 ただいま議題となりました平成十八年度決算外二件につきまして、決算行政監視委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。

一般会計決算額は、歳入八十四兆四千億円余、歳出八十一兆四千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入五百一兆五千億円余、歳出四百五十兆五千億円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額六十三兆六千億円余、一般会計の歳入への組み入れ額等六十二兆八千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入四兆五千億円余、支出三兆七千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は、百六兆七千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は、一兆円余であります。

本委員会におきましては、第一百六十八回国会において額賀財務大臣から概要説明を聴取し、今国会において、総括質疑、分科会審査、重点事項審査、全般的審査を行い、去る六日締めくり総括質疑を行つた後、私は、委員長から平成十八年度決算に関する議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、平成十八年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきましたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

3 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

4 関連支出などの問題が生じていることは遺

二

1 国の財政は、公債残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にある。二〇一一年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する財政健全化の目標に向か、あらゆる分野における歳出改革に全力で取り組むなど、歳出歳入一体改革を着実に進めいくべきである。また、ODAについても、事業に対する事前評価を含めた情報開示を一層推進するべきである。

個々の事業の必要性の検証を徹底するとともに、事業に対する事前評価を含めた情報開示を一層推進するべきである。

2 我が国における本格的な人口減少社会を迎えるに当たつて、国民の希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境を早急に整備することが喫緊の課題となつてゐる。このため、保育所の受入れ児童数の拡大、多様な保育サービスの拡大、放課後児童対策の拡充を図るなどの少子化対策を積極的に推進するべきである。また、将来の社会を担う若者の雇用・生活の安定を図るため、フリーター常用雇用化の一層の推進を図るとともに、二ートの職業的自立の支援を行う地域若者サポートステーションの拡充強化等に努めるべきである。

3 耐震偽装対策として建築基準法が改正されれる中で、住宅着工件数が落ち込み、経済に影響を与えるなどの混乱が生じた。政府は、建築確認手続が円滑に行われるよう改正建築基準法の運用の改善に努めるべきである。また、低額所得者、被災者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、いわゆる住宅セーフティネット法に則り、公的賃貸住宅の供給の促進、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等の施策を、着実に推進するべきである。

4 道路特定財源の使途について、不適切な対策について徹底的な議論を行うべきである。さらに、新型インフルエンザにつ

5 食品表示の偽装や輸入食品の安全性の問題等、食の安全・安心を脅かす事態が頻発していることから、食に対する信頼を取り戻す有効な対策を講ずるべきである。また、食料自給率向上のため、農林水産業に従事する意欲と能力のある担い手の育成を進め、生産の場である農山漁村の活性化を図るべきである。

6 国民に信頼され、豊かさを実感できる社会保障制度の確立に向け、公的年金制度の長期的安定の確保について徹底した検討を行い、今後の国の役割及び国民負担の将来像を早期に提示すべきである。また、年金記録問題への対応については、国民の信頼回復を一刻も早く図るため、ねんきん特別便等の通知を確実に行うとともに、記録確認の周知、相談体制の充実に万全を期すべきである。

7 地域医療や救急医療等における医師不足等の諸問題は深刻な状況となつており、引き続き国民に対する医療提供体制の整備強化に全力で取り組むべきである。また、高齢者の医療サービス提供体制を充実させるとともに、介護を担う優れた人材の確保を図るため介護従事者等の待遇改善策を講ずるべきである。なお、後期高齢者医療制度については、施行状況を検証した上で根本的な対策について徹底的な議論を行うべきである。さらに、新型インフルエンザにつ

○議長(河野洋平君) 日程第三、平成十八年度一般会計歳入歳出決算平成十八年度特別会計歳入歳出決算平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書平成十八年度政府関係機関決算書平成十八年度国有財産増減及び現

日程第五 平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(河野洋平君) 日程第三、平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書、日程第四 平成十八年度国有財産増減及び現

日程第五 平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(河野洋平君) 日程第三、平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書、日程第四、平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第五、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といいたしま

す。委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

(報告書は本号末尾に掲載)

枝野幸男君

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

いては、その発生が国際的にも予断を許さない状況になつてゐることから、ワクチン等の医薬品の研究開発を促進するとともに、抗インフルエンザ薬及びプレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるべきである。

8 地球温暖化対策等の環境問題に関する問題は、政府として、京都議定書の温室効果ガス六%削減約束の確実な達成に努めるとともに、異なる排出量の削減のため、森林吸収源対策の推進、バイオマス等の再生可能なエネルギーの導入促進等を図るほか、全ての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作り、排出削減と経済成長の両立を目指す途上国への支援等、地球環境問題に対する国際社会全体の取組にリーダーシップを發揮すべきである。

9 公務員制度の総合的な改革を推進するため、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公務員制度改革を総合的に推進する機関を設置し、速やかに取り組むべきである。さらに、行政と関係の深い公益法人について、契約の在り方、役員報酬等の集中点検を実施するとともに、退職管理の適正化を進め、いわゆる天下り問題の根絶を図るべきである。また、イージス艦密情報の持ち出しやイージス艦と漁船との衝突事故、前事務次官の収賄事件、防衛調達に関する水増し事案など自衛隊に関する不祥事が続発しているのは遺憾である。政府は、厳格な情報管理体制の確立や再発防止を図るとともに、公務員による不正行為や行政執行の怠慢に対する厳正な処分の徹底等を行うべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それ

ぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たつて、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もつて国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

次いで、討論の後、採決を行つた結果、平成十八年度決算は多数をもつて議決案のとおり議決すべきものと決し、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、いずれも多数をもつて是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第三の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決しました。

本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

総務委員長提出、地方自治法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本件を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本件を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。総務委員長渡辺博道君。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

参議院提出、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

本件は、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、その役割と責任がますます重要となつてゐる地方議会の実態等

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本件を可決するに御異議ありませんか。

または議会の運営に關し協議または調整を行ふための場を設けることができるものとするとともに、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離し、報酬の名称を議員報酬に改めようとするものであります。

本件は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、委員会において、地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申上げます。(拍手)

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参考議院提出)

○議長(河野洋平君) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案を議題といたします。文部科学委員長佐藤茂樹君。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[佐藤茂樹君登壇]

○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育の機会均等の趣旨にのつとり、障害等のある児童生徒に配慮した教科書等の普及促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかわらず児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進を図るものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国は、教科用特定図書等の普及促進等のために必要な措置を講じることとともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努めること、第二に、教科書発行者は、検定教科用図書等の電子データを文部科学大臣等に提供するものとすること、第三に、文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的な規格を定め、教科書発行者は、当該規格に適合した教科用特定図書等の発行に努めること。

第四に、教科用特定図書等について、国は、小中学校の設置者に無償給付し、各学校の校長を通じて視覚障害その他の障害のある児童生徒に給与すること

本案は、参議院提出に係るもので、去る六日本委員会に付託され、本日関口参議院文教科学委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席国務大臣

総務大臣 増田 寛也君
法務大臣 鳩山 邦夫君
財務大臣 額賀福志郎君
文部科学大臣 渡海紀三朗君
環境大臣 鴨下 一郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

港湾法の一部を改正する法律

国家公務員制度改革基本法

(報告書及び文書受領)

一、去る六日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に篠崎悦子君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に原田和徳君を、同委員に戸田信久君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、日本銀行政策委員会議委員に池尾和人君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、土地鑑定委員会委員に鎌田薰君、光多長温君、緒方瑞穂君、白田佳子君、井出多加子君、石橋勲君及び都築武保君を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、運輸安全委員会委員に西田美昭君、園マリ君及び藤原静雄君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会委員に西田美昭君、園マリ君及び藤原静雄君を任命したい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、運輸安全委員会委員に山本哲也君、横山鐵男君及び根本美奈君を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、運輸安全委員会委員に相良朋紀君を、同委員に内海房子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命したいので、国家公務員法第六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に西田美昭君、園マリ君及び藤原静雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議決通知)

一、去る六日、内閣から、預金保険機構理事長に

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

歯の健康の保持の推進に関する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
地球温暖化対策基本法案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参議院提出、参考第二六号) 文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一項を改正する法律案(総務委員長提出)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一項を改正する法律案(青木君提出)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(青木君提出)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(外務省提出)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(外務省提出)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(外務省提出)

青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律案(外務省提出)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外七名提出)	一、去る六日、河野議長から福田内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。
(決議送付)	アイヌ民族を先住民族とするすることを求める決議
国民読書年に関する決議	一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
書(村井宗明君提出)	金融商品取引法等の一部を改正する法律案(港湾法の一部を改正する法律案)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(正井和則君提出)	一、去る六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
国家公務員制度改革基本法案	一、去る六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
(議案撤回)	一、去る六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外二名提出、第百六十六回国会衆法第五三号)	一、去る六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
(議案撤回)	一、去る六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
北方領土返還交渉に係る法的課題に関する質問主意書(河村たかし君提出)	一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
北方領土の旧島民の権利に関する質問主意書(河村たかし君提出)	衆議院議員石関貴史君提出北方領土返還に関する質問に対する答弁書
南極観測船の売却に関する質問主意書(河村たかし君提出)	衆議院議員鈴木宗男君提出ハツ場ダム問題に関する質問に対する答弁書
海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する質問主意書(江田憲司君提出)	衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書
都市再生機構(JR)のファミリー企業における剩余额移し替え等に関する質問主意書(江田憲司君提出)	衆議院議員前原誠司君提出改正建築基準法施行等に関する質問に対する答弁書
アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	衆議院議員辻元清美君提出北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国
外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	のやり取りに関する質問に対する答弁書
かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
外務省とある特定の国会議員との関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」の使用データ等に関する質問主意書(山井和則君提出)
質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度等における若人負担に関する質問主意書(山井和則君提出)

淀川水系の治水対策および淀川水系流域委員会に関する質問主意書(前原誠司君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(正井和則君提出)	後期高齢者医療制度等における若人負担に関する質問主意書(山井和則君提出)
二〇〇八年六月三日の福田康夫内閣総理大臣とアフマディネジヤド・イラン大統領との首脳会談並びにイランの潜在的脅威に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
二、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
北方領土返還交渉に係る法的課題に関する質問主意書(河村たかし君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
北方領土の旧島民の権利に関する質問主意書(河村たかし君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
南極観測船の売却に関する質問主意書(河村たかし君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する質問主意書(江田憲司君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
都市再生機構(JR)のファミリー企業における剩余额移し替え等に関する質問主意書(江田憲司君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
外務省とある特定の国会議員との関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)

日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」の使用データ等に関する質問主意書(山井和則君提出)
衆議院議員辻元清美君提出ハツ場ダム問題に関する質問主意書(山井和則君提出)	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
衆議院議員前原誠司君提出改正建築基準法施行等に関する質問に対する答弁書	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
衆議院議員石関貴史君提出北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
のやり取りに関する質問に対する答弁書	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書(山井和則君提出)

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事を巡る衆議院議員鈴木宗男君提出特定障害者に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員三日月大造君提出特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前原誠司君提出歯科医療の向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化學兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出厚生労働省職員の主要医薬品企業への「天下り」の実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出国立病院機構の入札の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義君提出後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問に対する答弁書

平成二十年五月二十七日提出
質問 第四三二号

ハツ場ダム問題に関する質問主意書

提出者 石関 貴史

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事を巡る衆議院議員鈴木宗男君提出特定障害者に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員三日月大造君提出特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前原誠司君提出歯科医療の向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化學兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出厚生労働省職員の主要医薬品企業への「天下り」の実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出国立病院機構の入札の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義君提出後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問に対する答弁書

3 を明らかにされたい。

3 ハツ場ダム予定地近傍の岩島地点の流量観測

現在、吾妻川のハツ場ダム予定地の近傍では国土交通省が岩島地点で流量観測を行っている。岩島地点で洪水流量観測が行われるようになったのは何年からなのかを明らかにされたい。

4 岩島地点の洪水流量と流域平均三日雨量

ハツ場ダムは自然への影響や災害誘発の可能性など、様々な問題が指摘されており、ダム建設の必要性について徹底した検証が求められている。また、ハツ場ダム事業には様々な疑問がある。

従つて、次の事項について以下、質問する。

1 ハツ場ダムの治水計画について

昨年九月の台風九号と二〇〇一年九月の台風一五号の降雨量はハツ場ダムの治水計画に採用されている一〇〇年に一回の降雨量に匹敵するものであった。しかし、この時ダム予定地近傍の岩島地点で計測された実測流量は、国が想定している机上の計算によるハツ場ダムへの最大の量にすぎなかつた。このことに関連して以下の質問をする。

1 最大流入量毎秒三九〇〇m³を決めた時期

ハツ場ダムの治水計画は一〇〇年に一回の降雨が想定され、最大で毎秒三九〇〇m³の洪水が流入し、そのうち、二四〇〇m³をダムでカットすることになっていると聞く。この最大流入量毎秒三九〇〇m³という数字が決まつたのはいつのことなのか、その数字が決まった時期を明らかにされたい。

2 每秒三九〇〇m³算出の根拠となつた観測流量

ハツ場ダムの治水計画による八斗島地点での治水効果を計算したものがあれば、その計算結果について詳細に説明されたい。ハツ場ダムがあつた場合の洪水ピーク流量と最高水位の観測値、その発生年月日・時刻を明らかにされたい。

2 最近の洪水におけるハツ場ダムの治水効果

最近三〇年間の洪水についてハツ場ダムがあつた場合の八斗島地点での治水効果を計算したものがあれば、その計算結果について詳

細に説明されたい。ハツ場ダムがあつた場合の洪水ピーク流量と最高水位の観測

値、その発生年月日・時刻を明らかにされたい。

3 最近の洪水におけるハツ場ダム以外でのハツ場ダムの治水効果

ハツ場ダム地点以外で利根川におけるハツ場ダムの治水効果を、最近三〇年間の洪水について計算したものがあれば、その計算結果について詳細に説明されたい。ハツ場ダムがあつた場合の洪水ピーク流量と最高水位の計算結果、及び実際の洪水ピーク流量と最高水位の観測

値、その発生年月日・時刻を明らかにされたい。

4 ハツ場ダム暫定水利権の内容

現在、ハツ場ダムの暫定水利権が許可され

ている利水者の名、暫定水利権の水量、非かんがい期と通年の区別を明らかにされたい。

ハツ場ダムにより開発される水の約六割は既に暫定水利権として取水されていると国土交通省は説明している。このことに関連して質問をする。

3

ハツ場ダムの暫定水利権について

ハツ場ダムにより開発される水の約六割は既に暫定水利権として取水されていると国土交通省は説明している。このことに関連して質問をする。

1 ハツ場ダム暫定水利権の内容

現在、ハツ場ダムの暫定水利権が許可され

ている利水者の名、暫定水利権の水量、非かんがい期と通年の区別を明らかにされたい。

2 暫定水利権の開始時期

前記の暫定水利権それぞれが最初に許可を受けた時期を明らかにされたい。なお、開始時期はハツ場ダムの暫定水利権に限定したものではなく、暫定水利権としての許可を最初

に受けた時期を示されたい。

3 渇水時におけるハツ場ダムの暫定水利権の取水制限

前記1の各利水者のハツ場ダム暫定水利権は一九九〇年代以降の渇水時において安定水利権とは異なる取水制限を受けたことがあるのか。安定水利権とは異なる取水制限を受けたことがあるならば、各暫定水利権について、その状況を明らかにされたい。

四

1 ハツ場ダムに付設される水力発電所

ハツ場ダムに付設される予定の水力発電所の最大発電力と年間発電見込み量を明らかにされたい。

2 吾妻川の水力発電所

吾妻川の東京電力(株)の水力発電所のうち、ハツ場ダムの貯水が影響すると想定される川中、松谷、原町、箱島、金井、渋川発電所のそれぞれの最大発電力と最近一〇年間の年間平均発電量を明らかにされたい。

3 洪水調節の便益

ハツ場ダムの洪水調節の便益は一九四七年のカスリーン台風洪水が再来した場合に利根川の氾濫で失われる資産を計算した結果から求められないと聞く。しかし、一方で、カスリーン台風再来時における利根川でのハツ場ダムの治水効果の計算結果はゼロに近いと聞く。カスリーン台風再来時のハツ場ダムの治水効果を前提とした場合は、ハツ場ダムの洪水調節の便益がいくらになるのか。その計算結果を示されたい。また、ハツ場ダムがある場合とない場合の、ハツ場ダム下流域の洪水想定氾濫区域図とその計算根拠を示されたい。

2 河川の水量確保に係る便益

ハツ場ダムの建設により、吾妻渓谷の自然は大きなダメージを受けるにもかかわらず、

ハツ場ダムによつて逆に「吾妻渓谷に必要な水量を確保することによる景観改善の便益」が生まれるとされている。この便益の計算方法とその計算に用いた観光客数及びその観光客数の算出根拠を明らかにされたい。

3 水力発電所の河川維持流量の義務付け

吾妻渓谷の流量がたまに落ち込むことがあるのは、上流側にある東京電力(株)の水力発電所の取水堰で全量取水がされているからである。しかし、最近は水力発電所の取水に関しては水利権の更新時に河川維持流量の放流が義務付けられるようになっているから、次回の水利権更新時期を過ぎれば、吾妻渓谷の流量は増加すると予想される。吾妻渓谷より上流で取水している川中発電所及び松谷発電所の水利権更新が何年度に行われるのかを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第四三二号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員石関貴史君提出ハツ場ダム問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員石関貴史君提出ハツ場ダム問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「数字が決まつた時期」が何を指すの

か必ずしも明らかではないが、昭和六十一年七月に作成した特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第四条第一項の規定に基づく

ハツ場ダムの建設に関する基本計画(以下「基本計画」という)においては、ハツ場ダムの建設

される地点における計画高水流量毎秒三千九百

立方メートルのうち、毎秒二千四百立方メートルの洪水調節を行うこととしている。

また、ハツ場ダム地点における計画降雨量は

一の2について

ハツ場ダムの洪水流出計算モデルの係数については、一級河川利根川水系吾妻川(以下「吾妻川」という。)の群馬県渋川市村上地先において、昭和三十四年八月、昭和五十六年八月、昭

和五十七年八月及び昭和五十七年九月の洪水時における流量の観測値等により検証している。

一の3について

お尋ねの「洪水流量観測」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、高水流量観測を指すのであれば、吾妻川の群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島地先(以下「岩島地点」という。)においては、建設省関東地方建設局ハツ場ダム工事事務所(当時)が昭和五十六年から高水流量観測を開始している。

一の4について

岩島地点において「洪水ピーク流量が毎秒一〇〇〇㎥を超えた」と思われる洪水を観測した時間帯、流量の観測値のうち最大のもの(以下「最大観測値」という。)及び洪水時のハツ場ダム上流域の流域平均の三日雨量は、昭和五十六年八月二十三日午前三時八分から同日午前八時八分まで最大観測値が毎秒約千四百七立方メートルであり三日雨量が約二百七十九ミリメートル、昭和五十七年九月十二日午後十一時五分から翌日午前零時十五分まで最大観測値が毎秒約千百二十六立方メートルであり三日雨量が約二百七十九ミリメートル、平成十年九月十六日午前八時から同日午前十一時まで最大観測値が毎秒約千三百七十三立方メートルであり三日雨量が約二百七十九ミリメートル、平成十三年九月十日午後三時一分から同日午後四時四分まで最大観測値が毎秒約千二百七十一立方メートルであり三日雨量が約三百四十一ミリメートル、平成十九年九月七日午前二時二分で最大観測値が毎秒約千十立方メートルであり三日雨量が約三百三十三ミリメートルとなつてている。

二の1について

お尋ねの「最近三十周年間の洪水についてハツ場ダムがあつた場合のハ斗島地点での治水効果を計算したもの」は、国土交通省が現時点で把握している限りでは存在しない。

二の2について

お尋ねの「最近三十周年間の洪水についてハツ場ダムがあつた場合のハ斗島地点での治水効果を計算したもの」について、ハツ場ダムは洪水のピーク流量に対する調節効果を有している。

二の3について

お尋ねの「ハ斗島地点以外で利根川におけるハツ場ダムの治水効果を、最近三十周年間の洪水について計算したもの」については、国土交通省が現時点で詳細を把握しているものは存在しない。

三

三日雨量で三百五十四ミリメートルであり、ハツ場ダム地点から上流の流域面積は約七百八平方キロメートル、岩島地点から上流の流域面積は約七百四十七平方キロメートルである。

二の1について

国土交通省において、昭和二十二年九月の洪水時と同程度の降雨量及び同洪水時の降雨パターンを基に、一級河川利根川水系利根川(以下「利根川」という。)のハ斗島地点における流出計算を行つた結果によれば、八斗島地点上流に

ダムがない場合の洪水のピーク流量は毎秒二万二千百七十立方メートル、既設の六ダム(相保ダム、藤原ダム、奈良俣ダム、矢木沢ダム、蘭原ダム及び下久保ダムをいう。以下同じ。)はあるがハツ場ダムがない場合の洪水のピーク流量は毎秒二万四百二十一立方メートル、既設の六ダムに加えてハツ場ダムがある場合の洪水のピーク流量は毎秒二万四百二十一立方メートルである。

なお、国土交通省において、昭和二十二年九月の洪水時と同程度の降雨量で、同洪水時を含む過去に生起した三十一の洪水時の降雨パターンを基に、ハ斗島地点における流出計算を行つた結果によれば、そのうち二十九の洪水時の降雨パターンについて、ハツ場ダムは洪水のピーク流量に対する調節効果を有している。

二

二の1及び2について

ハツ場ダムの暫定水利権(ダム等水源開発施

- (設の建設を勘案し許可された水利権をいう。以下同じ。)の名称、許可を受けている者、水量及び当初許可年月日(同一の名称で最も早く暫定水利権の許可を受けた年月日をいう。)は、平成十九年度末現在、次のとおりである。
- (1) 東部地域水道用水供給事業、群馬県知事、毎秒〇・四二八立方メートル(非かんがい期)、平成九年十月十七日
 - (2) 藤岡市水道、藤岡市長、毎秒〇・二三五立方メートル(通年)、昭和四十三年九月三十日
 - (3) 埼玉県水道(大久保)、埼玉県知事、毎秒三・七五〇立方メートル(非かんがい期)、毎秒〇・六七〇立方メートル(通年)、昭和四十八年六月三十日
 - (4) 埼玉県水道(吉見)、埼玉県知事、毎秒〇・四八二立方メートル(非かんがい期)、平成十六年五月一日
 - (5) 東京都水道(朝霞)、東京都知事、毎秒〇・五五九立方メートル(非かんがい期)、昭和六十一年五月一日
 - (6) 千葉県水道(矢切)、千葉県知事、毎秒〇・四七〇立方メートル(非かんがい期)、昭和五十四年三月三十一日
 - (7) 県西広域水道(水海道系)、茨城県知事、毎秒〇・三六立方メートル(通年)、平成十三年六月十二日
 - (8) 県南広域水道(利根川)、茨城県知事、毎秒〇・五〇七立方メートル(通年)、昭和五十五年三月三十一日
 - (9) 東毛工業用水道、群馬県知事、毎秒〇・二〇八立方メートル(非かんがい期)、昭和五十二年七月十九日
 - (10) 千葉地区工業用水道、千葉県知事、毎秒〇・四七〇立方メートル(通年)、昭和五十一一年二月二十日
 - (11) 群馬用水、独立行政法人水資源機構理事長、毎秒〇・五六四立方メートル(非かんがい期)、平成十二年十月三十日

下同じ。)の名称、許可を受けている者、水量及び当初許可年月日(同一の名称で最も早く暫定水利権の許可を受けた年月日をいう。)は、平成十九年度末現在、次のとおりである。

- (12) 埼玉県水道(行田)、独立行政法人水資源機構理事長、毎秒四・三一五立方メートル(非かんがい期)、昭和五十九年六月六日

平成十三年八月に実施された取水制限において、三の1及び2について述べたハッ場ダムの暫定水利権のうち、埼玉県水道(大久保)及び埼玉県水道(行田)については、お尋ねの「安定水利権とは異なる取水制限」を実施している。

當時、埼玉県水道(大久保)の暫定水利権は水量が毎秒三・〇〇八立方メートル(非かんがい期)、毎秒〇・六九八立方メートル(通年)で、

埼玉県水道(行田)の暫定水利権は水量が毎秒一・六六六立方メートル(非かんがい期)、毎秒一・〇六八立方メートル(通年)であり、このうち埼玉県水道(大久保)の毎秒〇・六九八立方メートル(通年)及び埼玉県水道(行田)の毎秒一・〇六八立方メートル(通年)について、安定水利権の取水制限率が十パーセントであつたのに対して、二十パーセントの取水制限率となつていていた。

現在、手続を行つている基本計画の変更に当たつては、ハッ場ダムの建設に伴い新設される発電所の最大出力を一万千瓦七百キロワット、年間可能発電力量を四万九百九十二メガワット時と見込んでいる。

四の1について

現在、手続を行つてている基本計画の変更に当たつては、ハッ場ダムの建設に伴い新設される発電所の最大出力を一万千瓦七百キロワット、年間可能発電力量を四万九百九十二メガワット時と見込んでいる。

四の2について

東京電力株式会社から提出された河川法(昭和三十九年法律第六百六十七号)第二十三条に基づく許可の申請書における最大発電力は、川中発電所が一万四千キロワット、松谷発電所が二万三千五百キロワット、原町発電所が二万六千五百キロワット、箱島発電所が二万三千五百キロワット、金井発電所が一万四千二百キロワット、渋川発電所が六千八百キロワットである。

また、「年間平均発電量」については、国土交

通省は、河川法第二十三条に基づく許可の条件

として、実際の取水量について報告を受けているが、実際の発電量について報告を受けることはしていないことから、把握していない。

五の3について

川中発電所及び松谷発電所に関する水利権の許可期間は、平成二十三年度末まであり、東京電力株式会社からの申請があれば、必要な審査を行い、更新を判断することとなる。

平成二十年五月二十七日提出
質問 第四三三号

府方針との相違等に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

北の方針とその相違等に関する再質問主意書
前回答弁書(内閣衆質一六九第三七〇号)を踏まえ、再質問する。

北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問主意書「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三七〇号)を踏まえ、再質問する。

一 北方領土返還運動を行う民間団体(以下、「民間団体」という。)の一つであり、内閣府所管の社団法人である「千島歯舞諸島居住者連盟」に対して、外務省や内閣府、北海道庁等の政府、または地方自治体より補助金の交付がなされないと承知するが、「千島歯舞諸島居住者連盟」に対する税金を原資とする補助金が交付される理由を明らかにされたい。

二 「千島歯舞諸島居住者連盟」に対する毎年どれだけの補助金が交付されているのか、過去十年間につき明らかにされたい。

三 「千島歯舞諸島居住者連盟」の毎年度の収入のうち、二の補助金はどれくらいの割合を占めるか、政府は把握しているか。

四 外務省または内閣府より「千島歯舞諸島居住者連盟」に天下ついている者はいるか。いるのなら、その者の氏名と退職前の官職を明らかにされたい。

五 現在小泉敏夫氏が「千島歯舞諸島居住者連盟」の理事長の任に就いていると承知するが、小泉氏はいつから同連盟の理事長を務めているか。

六 小泉理事長に対して年間どれだけの報酬が支払われていると政府は認識しているか。

七 本年三月二十三日、「民間団体」の一つである

「国後島民の会」が、北海道根室市内で開催した総会の中で、従来の同会の運動方針であった

「四島一括返還要求運動」から「一括」という文言を削除して「四島返還」とするという、北方四島

全ての同時期の返還ではなく、四島の段階的な返還を許容するともとれる運動方針の変更を決定したが、その一方で「千島歯舞諸島居住者連盟」は、小泉理事長が「連盟としては総会で決議をしているので、今後も四島一括は変えない」と、同連盟としては四島一括の運動方針を改める考えはない旨述べていることが明らかになつていて、右の小泉理事長並びに「千島歯舞諸島居住者連盟」の北方領土問題に臨むスタンスは、「我が國固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本の方針を堅持しつつ、北方四島の我が國への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考え方である」という政府の方針(以下、「政府方針」という)とは、歯舞、色丹、択捉、国後の北方四島全ての返還実現を目指すといふ最終目標は同じでも、そこに至るまでの経過、プロセスが著しく異なつてゐると考へるが、政府、特に外務省と内閣府の見解如何。

「前回答弁書」でもその前の答弁書でも何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

八 「千島歯舞諸島居住者連盟」に対する政府の評価如何。我が國の国益に資する形で北方領土問題の解決を図る上で、「千島歯舞諸島居住者連

盟」はこれまでどの様な役割を果たし、どれだけの効果をもたらしてきたと政府、特に外務省

と内閣府は認識しているか。

九 「千島歯舞諸島居住者連盟」は、我が國の国益に資する形で北方領土問題の解決を図る上で、真に有益な団体であると政府、特に外務省と内閣府は認識しているか。「政府方針」とその経過、プロセスを異にする運動方針を掲げる「千島歯舞諸島居住者連盟」に対しても、二にある補助金を交付することは、国民の尊い税金を使うことの費用対効果を考える時、果たして妥当であるか。政府、特に外務省と内閣府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第四三三号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問に対する答弁書

一について

社団法人千島歯舞諸島居住者連盟(以下「連盟」という)は、北方地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。)に関する領土の復帰等の解決を促進することとともに北方地

域等の元居住者等の福祉の増進を図ることを目的としており、連盟に対し、外務省、北海道及び独立行政法人北方領土問題対策協会が、それぞれ補助金を交付している。外務省においては、北方領土問題の解決に向けた環境整備を

図るために、連盟に対して補助金を交付しているものである。北海道においては、北方領土問題が未解決であることによる特殊事情に起因する諸問題の解決に資する等のため、独立行政法人北方領土問題対策協会においては、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、それぞれ連盟に対して補助金を交付しているものと承知している。

連盟に対して交付された補助金の額は、平成十年度七千四百七十万四千円、平成十一年度七千五百一万四千円、平成十二年度七千六百八万二千三百三十三円、平成十三年度七千九十七万八千三百七十一円、平成十四年度七千二百八十五万三千五百四円、平成十五年度一億三百五万二千三百十二円、平成十六年度一億六千四百三十二万四百五円、平成十七年度一億八千八十九万五千六百七十円、平成十八年度一億五千十二万八千三十六円、平成十九年度一億五千二十一万五千五百九十七円である。

三について

小泉敏夫氏は、平成四年七月三十日から連盟の理事長を務めていると承知している。

六について

小泉敏夫理事長については、報酬は支払われていないものと承知している。

七について

政府としては、我が國固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本の方針を堅持しつつ、北方四島の我が國への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考え方である。外務省及び内閣府としては、連盟の見解等は政府の基本の方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。

八及び九について

連盟は、北方地域等の元居住者等を主たる構成員とする団体として、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護事業及び北方領土問題の解決に向けた環境整備を図るための事業等を行うことにより北方領土問題の解決の促進に一定の役割を果たしており、政府としては、連盟は有益な事業を実施しているものと認識している。連盟の見解等に関する外務省及び内閣府の認識は、七について述べたとおりである。

政府としては、お尋ねの割合については、把握しております。例えば、平成十九年度については八十・九パーセントである。

四について

外務省又は内閣府から連盟に再就職している者はいない。

五について

小泉敏夫氏は、平成四年七月三十日から連盟の理事長を務めていると承知している。

六について

小泉敏夫理事長については、報酬は支払われていないものと承知している。

七について

政府としては、我が國固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本の方針を堅持しつつ、北方四島の我が國への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考え方である。外務省及び内閣府としては、連盟の見解等は政府の基本の方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。

八及び九について

連盟は、北方地域等の元居住者等を主たる構成員とする団体として、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護事業及び北方領土問題の解決に向けた環境整備を図るための事業等を行うことにより北方領土問題の解決の促進に一定の役割を果たしており、政府としては、連盟は有益な事業を実施しているものと認識している。連盟の見解等に関する外務省及び内閣府の認識は、七について述べたとおりである。

平成二十年五月二十七日提出
質問 第四三四号

我が国が抱える領土問題についての教育内容
に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

なされたのか説明されたい。

「政府答弁書」では、「外務省において大韓民国政府からの照会に対してその旨を伝えていた」と、外務省は韓国からの照会に対して、

「報道」は事実ではなく、「解説書」は現在作成中であり、「竹島は日本の領土である」と明記する

か否かは明らかでない旨の説明を行つた

との答弁がなされているが、右の様に政府が竹

島問題について曖昧な認識を韓国に伝えたこと

は、韓国に対して、我が国として必ずしも竹島

が我が国固有の領土であるとは認識していない

と伝えたことに等しく、著しく国益を損ねたもの

であると考えるが、政府、特に文科省と外務省の見解如何。

右質問する。

我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する質問主意書
本年五月十八日と同月十九日、二〇一二年度より全面実施される中学校社会科の新学習指導要領の解説書(以下、「解説書」という。)に、韓国との間で領有権を争っている竹島問題について、「竹島は日本の領土である」旨を明記する方針を文部科学省が決めたとする報道(以下、「報道」という。)がなされていることにつき、「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三九四号)で文科省は「文部科学省としては、現在、中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)の解説の作成作業中であり、どのような記述内容とするかについては未定である。」と答弁している。右を踏まえ、以下質問する。

一 竹島は我が国固有の領土であるか。再度確認を求める。
二 政府は竹島の返還を本気で実現しようと考えているか。再度確認を求める。
三 竹島が我が国固有の領土であり、政府として本気で竹島返還の実現を目指しているのならば、「解説書」に「竹島は日本の領土である」と明記することに何を憚る必要があるのか。文科省の見解如何。

四 「報道」について、具体的に韓国からどの様な照会がなされたのか。その日にち、内容、場所及び韓国側の誰から日本側の誰に対して照会が

三について

中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)の解説の記述内容についての

お尋ねであれば、現在、作成作業中であり、どのような記述内容とするかについては未定である。

五 「政府答弁書」では、「外務省において大韓民

国政府からの照会に対してその旨を伝えていた」と、外務省は韓国からの照会に対して、

「報道」は事実ではなく、「解説書」は現在作成中であり、「竹島は日本の領土である」と明記する

か否かは明らかでない旨の説明を行つた

との答弁がなされているが、右の様に政府が竹

島問題について曖昧な認識を韓国に伝えたこと

は、韓国に対して、我が国として必ずしも竹島

が我が国固有の領土であるとは認識していない

と伝えたことに等しく、著しく国益を損ねたもの

であると考えるが、政府、特に文科省と外務省の見解如何。

右質問する。

六 「政府答弁書」では、「外務省において大韓民

国政府からの照会に対してその旨を伝えていた」と、外務省は韓国からの照会に対して、

「報道」は事実ではなく、「解説書」は現在作成中であり、「竹島は日本の領土である」と明記する

か否かは明らかでない旨の説明を行つた

との答弁がなされているが、右の様に政府が竹

島問題について曖昧な認識を韓国に伝えたこと

は、韓国に対して、我が国として必ずしも竹島

が我が国固有の領土であるとは認識していない

と伝えたことに等しく、著しく国益を損ねたもの

であると考えるが、政府、特に文科省と外務省の見解如何。

右質問する。

七 「政府答弁書」では、「外務省において大韓民

国政府からの照会に対してその旨を伝えていた」と、外務省は韓国からの照会に対して、

「報道」は事実ではなく、「解説書」は現在作成中であり、「竹島は日本の領土である」と明記する

か否かは明らかでない旨の説明を行つた

との答弁がなされているが、右の様に政府が竹

島問題について曖昧な認識を韓国に伝えたこと

は、韓国に対して、我が国として必ずしも竹島

が我が国固有の領土であるとは認識していない

と伝えたことに等しく、著しく国益を損ねたもの

であると考えるが、政府、特に文科省と外務省の見解如何。

査機関に依頼するとした、月毎の建築確認等の実態調査について、以下の項目を確認する。

(第三六二号積み残し事項)

1 調査先はどこか。

2 調査項目は何か。

3 調査方法はどのようなものか。

4 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

5 今後いつまで調査を行う予定なのか。

6 それぞれの調査項目は何か。

7 調査項目はどこか。

8 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

9 今後いつまで調査を行う予定なのか。

10 それぞれの調査項目は何か。

11 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

12 それぞれの調査項目は何か。

13 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

14 それぞれの調査項目は何か。

15 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

16 それぞれの調査項目は何か。

17 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

18 それぞれの調査項目は何か。

19 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

20 それぞれの調査項目は何か。

21 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

22 それぞれの調査項目は何か。

23 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

24 それぞれの調査項目は何か。

25 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

26 それぞれの調査項目は何か。

27 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

28 それぞれの調査項目は何か。

29 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

30 それぞれの調査項目は何か。

31 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

32 それぞれの調査項目は何か。

33 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

34 それぞれの調査項目は何か。

35 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

36 それぞれの調査項目は何か。

37 それぞれの調査項目における調査結果はどういうものか。(考察は不要)

れば、確認申請業務に大きく影響する重要な事項と考えられるが、いかがか。

2 構造設計事務所の現在の受注状況を把握しているか。

3 このような設計事務所の状況を把握する為には、どのような組織団体(実名)にヒアリングするのが妥当なのか、所管の国土交通省との見解を求める。(把握していないことを前提とした質問である。)

5 本年施行される構造設計一級建築士の制度に対する各設計士が取り組む準備作業の負荷により、確認申請業務に影響が出ることはないと想定される。

6 構造設計一級建築士と適合判定機関の関係について(それぞれの存在意義、役割)の見解を求める。

7 昨年末以降の確認申請件数・確認件数の推移について質問する。

1 平成二十年一月から平成二十年三月の、一～三号建築物における確認申請件数・確認件数を見ると、再び二桁の対前年比減少となってきたようである。確認申請業務円滑化に向けた改善が見られているとは思えないが如何か。

2 特に、確認申請件数・確認件数とも、三月で二十%以上の落ち込みを見せている。これをどう分析するのか。また、前々年(十八年)同月比での減少率はいくらになっているのか。

八 改正建築基準法施行後の平成十九年七月から平成二十年三月までの九ヶ月間で、建築物着工面積(建築物着工統計)の対前年同月比増減床面積の累計は、何平方メートルの増減と計算さる。

れるか。

九 前記減少分累計床面積を工事費予定額に置き換えた場合、減少分累計工事費予定額はいくらと計算されるか。この数値は経済損失を推し量する上で、重要な目安と捉えるべきと考えるが如何か。

十 改正建築基準法施行後、指定確認検査機関の確認申請手数料が値上がりした。施工にすれば、信頼している有資格一級建築士に依頼して、しかも時間がかかる、なぜ申請手数料が大幅に値上がりするのか、という心情が汲み取れる。適合判定審査による割増であると思われるが、手数料の値上げ分の算定はどのように計算されているのか。値上げ増加率は検査機関の人工増加率の近似値と解釈して良いか。所管する国土交通省の見解を求める。

十一 大臣認定構造計算プログラムのその後について質問する。

1 現在(本書提出時)何社のプログラムが認定されて稼働しているのか。

2 NTTデータのプログラムは、認定後問題なく稼働しているのか。

3 大臣認定プログラムは、適合判定申請物件の内、何%が利用しているのか。

[別紙]
衆議院議員前原誠司君提出改正建築基準法施行等に関する質問に対する答弁書

一 の 1 から 3 までについて

国土交通省においては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三十二号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という)及び同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(以下単に「指定確認検査機関」という。)のすべてに対し、直接に、又は都道府県を通じて、本年一月以降毎月、その月において同法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の確認(以下「建築確認」という。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知(以下「建築通知」という。)が行われた建築物のうち同法第六条第五項、第六条の二第三項又は第八条第四項の規定による構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)が必要なもの割合、特定行政庁及び指定確認検査機関がその月の最初の平日(指定確認検査機関がその月の最初の平日(指定確認検査機関がその月の最初の平日(以下「特定期間」という。)において同法第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項の確認済証(以下単に「確認済証」という。)を交付した建築物のうち構造計算適合性判定が必要なものに係る構造計算適合性判定を求めめた日から構造計算適合性判定の結果を記載した通知書が交付された日までに「建築確認」という。)に對し、本年二月から抽出した建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の建築士事務所(以下単に「建築士事務所」という。)に對し、本年二月から三月までの間に、おおむね過去五年間において設計又は工事監理を行った建築物について、

その用途、床面積及び建築工事費、當該設計又は工事監理に要した人数に時間を乗じて得た数值で表す業務量その他の事項に関する調査を行つたが、その結果については、現在、集計作業を行つてゐるところであり、お答えすることは困難である。また、現時点においては、同様

一の 5 について

一の 1 から 3 までについてでお答えした調査を終了する時期は、現時点においては未定である。

二について

二について

国土交通省においては、社団法人日本建築士事務所協会連合会その他の関係団体の協力を得て抽出した建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の建築士事務所(以下単に「建築士事務所」という。)に對し、本年二月から三月までの間に、おおむね過去五年間において設計又は工事監理を行つた建築物について、その用途、床面積及び建築工事費、當該設計又は工事監理に要した人数に時間を乗じて得た数值で表す業務量その他の事項に関する調査を行つたが、その結果については、現在、集計作業を行つてゐるところであり、お答えすることは困難である。また、現時点においては、同様

内閣衆質一六九第四三五号
平成二十年六月六日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 福田 康夫

一の 1 から 3 までについてでお答えした調査

の調査を再度行う予定はない。

三の1について

お尋ねの「プロバー職員と臨時職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、昨年十一月に特定行政庁、指定確認検査機関その他の関係者により構成される日本建築行政会議が実施した調査によれば、同月十四日現在で、建築基準法第七十七条の三十五の五第一項に規定する指定構造計算適合性判定機関（以下単に「指定構造計算適合性判定機関」という。）に選任されていた同法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員（以下単に「構造計算適合性判定員」という。）のうち、常勤の者は百十八名、非常勤の者は千四百八十三名である。

三の2について

一の1から3までについてでお答えした調査による判定期間には構造計算適合性判定のため必要な補正や追加資料の提出に要した期間が含まれているところ、一の4についてでお答えした判定期間の平均の推移等にかんがみれば、現時点において構造計算適合性判定員が不足しているとは考えていなが、今後とも、構造計算適合性判定の制度の運用の状況を勘案しながら、十分な数の構造計算適合性判定員が確保されるよう努めて参りたい。

四について

社団法人日本建築士事務所協会連合会が本年三月から四月までの間に実施したアンケートに回答した建築士事務所で建築物の構造に係る設計を他の建築士事務所に委託しているものの約三割に相当する数の建築士事務所が昨年六月以来においてその委託を引き受けてくれる建築士

事務所が見つからず困っている旨を回答したこと等を踏まえ、建築基準法第六条第一項の確認を再度受けることを要しない建築物の計画の軽微な変更となる事由の追加等を内容とする建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第三十六号）を本年五月二十七日から施行するなど、建築確認及び建築通知の審査が適正かつ円滑に実施されるよう努めているところである。

五について

建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号。以下「建築士法等改正法」という。）による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士（以下単に「構造設計一級建築士」という。）については、建築士法等改正法が施行される本年十一月二十八日から、同条第一項の規定により、一級建築士として五年以上新建築士法第二条第六項に規定する構造設計（以下単に「構造設計」という。）の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士は構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

建築士法第二条第六項に規定する構造設計（以

び建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百八十六号）附則第四条の規定により、新建築士法第二十条の二の規定は、平成二十一年五月二十七日以後に構造設計を行つた場合について適用されることとされているところである。このため、構造設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士にとって過重な負担になるとは考えていないが、今後とも、建築士法等改正法の円滑な施行のための準備を進めて参りたい。

六について

構造設計一級建築士については、構造設計の業務の適正、委託者の利益の保護等を図るために、新建築士法において、新建築士法第十条の二第一項各号のいずれかに該当する一級建築士は構造設計一級建築士証の交付を申請すること

ができる。構造設計一級建築士が新建築士である旨の表示をしなければならないこと、構造設計一級建築士が当該建築物の構造設計を行つた場合には、新建築士法第二条第六項に規定する構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならないこと、構造設計一級建築士以外の一級建築士が当該建築物の構造設計を行つた場合には、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が新建築士法第二条の二第二項に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないこと等が定められているところである。一方、指定構造計算適合性判定機関については、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないこととされてい

七について

本年一月から三月までの各月における建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る建築確認の申請及び建築通知の合計件数並びに確認済証の交付の件数（以下「確認申請等の件数」という。）の対前年同月比は、同年一月にあつてはそれぞれマイナス六・二パーセント、マイナス七・八パーセント、同年二月にあつてはそれぞれマイナス十・四パーセント、マイナス十一・四パーセント、同年三月にあつてはそれぞれマイナス二十・〇パーセント、マイナス二十一・三パーセントとなつていいが、同年一月から三月までの各月における確認申請等の件数の対前年同月比の動向について

は、最近の原油価格の高騰に伴う資材価格の高騰、分譲マンション販売に係る在庫数量の増加等の影響があると考えられるため、その動向と同法の運用との関係について一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「前々年（平成十八年）同月比での減少率」については、平成十八年三月における確認申請等の件数を把握していないため、お答えすることは困難である。

八について

国土交通省が取りまとめた建築着工統計によ

ると、昨年七月から本年三月までの間において着工した建築物の床面積の合計は、前年同期において着工した建築物の床面積の合計と比較して、三千二百四十六万八千百五十一平方メートルの減少となっている。

九について

お尋ねの「前記減少分累計床面積を工事費予定額に置き換えた場合」における「減少分累計工事費算定額」及び「経済損失」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

十について

建築基準法第六条の二第一項の確認の業務に関する申請手数料については、各指定確認検査機関において、当該確認の業務の適確な実施のために必要な額を定めているものと承知している。

十一について

本年六月二日現在で、建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イの規定による国土交通大臣の認定(以下単に「認定」という。)を行つたプログラム(以下「認定構造計算プログラム」といいう。)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データー社のものである。

十二について

本年二月二十一日付で認定を行つた株式会社エヌ・ティ・ティ・データーの認定構造計算プログラムについて、同年四月二十二日付で同社からその一部に不具合があつた旨の報告があつたことから、国土交通省及び建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関において事実関係を確認し、同月三十日

付けで当該認定構造計算プログラムの認定を取り消すとともに、当該不具合を修正したプログラムについて、同日付で認定を行つたところがあり、同社によつて当該不具合を修正するためのプログラムを配信する等の措置が講じられたことから、現在までのところ、当該不具合があつたことにより大きな影響は生じていないと認識している。

十一の三について

本年四月における構造計算適合性判定の申請件数は二千九十五件であり、そのうち認定建築物の計画に係るもの件数は一件であり、その全件数に対する割合は約〇・〇五パーセントである。

提出者 辻元 清美
質問 第四三六号
死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問主意書

平成二十年五月二十七日提出
死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問主意書

本年六月二日現在で、建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イの規定による国土交通大臣の認定(以下単に「認定」という。)を行つたプログラム(以下「認定構造計算プログラム」といいう。)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データー社のものである。

十一の二について

本年二月二十一日付で認定を行つた株式会社エヌ・ティ・ティ・データーの認定構造計算プログラムについて、同年四月二十二日付で同社からその一部に不具合があつた旨の報告があつたことから、国土交通省及び建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関において事実関係を確認し、同月三十日

また、同委員会で鳩山法務大臣は「そういう国際的な流れ等は十分理解はしておりますが、私

とはどのような考え方か。

4 それに対し、「非常に率直でよくわかりました」と理解を示したのはどこの国か。特定

できないければ、二七力国すべてと理解してよいか。

5 鳩山法務大臣は、死刑制度に対する「EU二七力国の大使」の「意見」として、この場で他に何も言わなかつたのか。言われたこと

があれば、内容を明らかにされたい。

二 《鳩山法務大臣の答弁2》について

1 鳩山法務大臣は、EUがいかなる場合の、いかなる状況における死刑にも反対していることは承知しているか。

2 鳩山法務大臣は、EUの全加盟国が二〇〇七年一二月の第六二回国連総会で採択された死刑執行停止決議の共同提案になつており、今後も自國及び他国における死刑廃止を支持していることを承知しているか。

3 鳩山法務大臣は、EUが「免罪以外の死刑は容認している」という認識か。

三 《駐日欧州委員会代表部からの書状》について

1 鳩山法務大臣は、駐日欧州委員会代表部から「書状」をいつ受け取つたか。

2 鳩山法務大臣は、「書状」に対し駐日欧州委員会代表部へ何らかの回答をしたか。それはどのような内容か。

四 《法務省の見解》について

1 この場で「実際にあつた発言」とはどのようなものか。「非常に率直でよくわかりました」と、「とにかく免罪死刑のようだけは絶対ないよう」という発言を指すのか。

- 2 駐日欧州委員会代表部は、鳩山法務大臣の答弁に対し「EU加盟国の死刑に対する立場を正確に反映したものとは言えません」と指摘している。これに対し法務省は、「事実を曲げ」てゐるのは駐日欧州委員会代表部である、という認識か。
- 五 《福田総理大臣の見解》について
- 1 福田総理大臣は、EUがいかなる場合の、いかなる状況における死刑にも反対していることは承知しているか。
- 2 福田総理大臣は、EUの全加盟国が二〇〇七年一二月の第六二回国連総会で採択された死刑執行停止決議の共同提案者になつており、今後も自國及び他国における死刑廃止を支持していることを承知しているか。
- 3 福田総理大臣は、「EU二七力の大天使」が「非常に率直でよくわかりました」とにかく冤罪死刑のようなことだけは絶対ないようと言つたのは事実と考えるか。
- 4 駐日欧州委員会代表部は、鳩山法務大臣の答弁に対し「EU加盟国の死刑に対する立場を正確に反映したものとは言えません」と指摘している。これに対し福田総理大臣は、「事実を曲げ」てゐるのは駐日欧州委員会代表部である、という認識か。
- 5 福田総理大臣は、鳩山法務大臣と同様、「死刑の執行あるいは死刑という制度を持つかどうか」というのは極めてダメステイックな問題である、という認識か。
- 6 福田総理大臣は、鳩山法務大臣と同様、死刑制度が「その国の歴史、伝統、文化等に根差した固有の制度」である、という認識か。

- 7 福田総理大臣は、鳩山法務大臣と同様、死刑制度の廃止や存置について「国連総会の決議に我々は縛られるものではない」という認識か。
- 8 福田総理大臣は、「EUが「冤罪以外の死刑は容認している」という認識か。
- 右質問する。
- 内閣衆質一六九第四三六号
平成二十年六月六日
- 内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
- 衆議院議員辻元清美君提出死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
- 衆議院議員辻元清美君提出死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問に対する答弁書
- 一の1について
- アイルランド、イタリア、英國、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルクである。
- 一の2について
- 国際連合事務総長が二千六年に国際連合人権委員会に提出した死刑問題に関する報告書によれば、一の1についてお答えした二十七か国

- においては、すべての犯罪について死刑が廃止され、又は通常の犯罪のみについて死刑が廃止されているものと承知している。
- 一の3について
- 死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。
- 一の4について
- 御指摘の点について、鳩山法務大臣は、平成二十年五月二十三日の衆議院法務委員会において、「これは記憶ですが、死刑についても率直に語つていただきて、あなたの考え方はよく分かりました。こういう表現はあつたと思います。質問というか意見表明というか、要するに講演後の懇談の中で」と答弁している。
- 一の5について
- 御指摘の点について、鳩山法務大臣は、平成二十年五月二十三日の衆議院法務委員会において、「EU二十七か国の大天使の方に招かれて、一時間ばかりの講演をしました。四月七日午前十一時三十分から午後十二時三十分過ぎまでのことでありました。そのときに、私が話をしたところ、日本はなぜまだ死刑を存置しているのかとか、死刑を廃止する意向はないのかというような質問は一切なかつたのです。いろいろな

- 二について
- 歐州連合は、死刑制度の存置に反対する旨の意見を表明しているものと承知しており、また、一の1についてでお答えした二十七か国は、第六十二回国際連合総会において採択された死刑に係る決議の共同提案国となつていたものと承知している。
- 三について
- 法務省として、御指摘の「書状」を平成二十年五月十五日に受け取つたが、駐日欧州委員会代表部に対する「回答」は行つていない。
- 四について
- 法務省として、御指摘の記事における「法務省の見解」の具体的な内容を確認することはできないため、お答えすることは困難である。
- 五の1、2及び8について
- 歐州連合は、死刑制度の存置に反対する旨の意見を表明しているものと承知しており、また、一の1についてでお答えした二十七か国は、第六十二回国際連合総会において採択された死刑に係る決議の共同提案国となつていたものと承知している。
- 五の3について
- お尋ねについては、鳩山法務大臣が国会等において説明しているところである。
- 五の4について
- 法務省として、御指摘の記事における「法務

省の見解」の具体的な内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。

死刑の存廃の問題については、諸外国における動向等も参考にする必要があるものの、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。

平成二十年五月二十七日提出
質問 第四三七号

官房長官の「早く結婚し、次の世代を作るのは義務」発言に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

町村官房長官は、五月二十五日の東京大学の講演では、「早くいい相手を見つけて結婚して、次の世代を作るには義務」発言に関する質問主意書

町村官房長官は、五月二六日付・読売新聞と発言した。(五月二六日付・読売新聞)

当該発言は、東京大学の「五月祭」の一環として、「行政機構研究会」が企画し、「町村信孝内閣官房長官講演会」という題で実施された講演会でなされた。当該講演会については、主催者のホームページ上で「現職の内閣官房長官のお話を聞く貴重な機会をいただいたと自負しております。」と告知、参加者を募集していた。したがって町村官房長官の発言は、私的な勉強会などではなく、公的なものとして受け止められている。

しかし、当該発言は、これだけでは文言の定義や法的根拠がきわめてあいまいで、町村官房長官の真意が必ずしも明らかにされたとは言えない。ことが国民個々の人生選択に関わる重大事であるだけに、発言の真意を明らかにすることは急務である。発言の真意が明らかにされれば、内閣や国会議員のなかにすら「義務」を果たしていない者が多い、もしくは「義務」の存在すら認識していない者が多く存在することになりかねない。これは由々しき問題であると考える。

従つて、以下質問する。

一 『町村官房長官の講演会における立場』について

1 当該講演会は、「町村信孝内閣官房長官講演会」という題で開催されたことに間違いない。

2 町村官房長官は、「現職の内閣官房長官」という立場で講演するよう依頼を受け、「現職の内閣官房長官」という立場で講演したことには間違いない。

二 『皆さん方』について

1 町村官房長官が言うところの「皆さん方」というのは、対象を誰と想定した発言か。東京大学の卒業生・在校生に限定したものか、日本国民全体か。町村官房長官の見解を示したい。

2 東京大学の卒業生・在校生に限定したものであれば、なぜ特定の男女にのみ「義務」が課せられているのか、町村官房長官の見解を示されたい。

3 たとえ「結婚」していても、子どもを産まないカップルは、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

4 町村官房長官は、憲法に規定されている「国民の義務」は何であると考えているか。当該発言における「義務」は、どの条文に相当すると考えているか。

5 「義務」を果たさなかった場合、罰則規定があるのか。町村官房長官の見解を示されたい。

6 現在の内閣や国会議員のなかに、「結婚」をしない議員、「次の世代を作る」ことをしていない議員もいるが、町村官房長官は、彼らが「義務」を果たしていないという見解か。

つを指しているのか。年齢なのか、「卒業後何年以内」なのか、または「今すぐ」なのか。町村官房長官の見解を示されたい。

2 町村官房長官は、なぜ「早く」結婚する必要がある、と考えているのか。

この場合の「結婚」は、法律婚に限るのか。事実婚や「同性婚」についてはどうか。町村官房長官の見解を示されたい。

四 『義務』について

1 町村官房長官が「早くいい相手を見つけて結婚して、次の世代を作る」ことが「義務」だとする根拠は何か。

2 「皆さん方」の対象者が「結婚」も「次の世代を作る」こととしている場合、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

3 たとえ「結婚」していても、子どもを産まないカップルは、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

4 町村官房長官は、政治家個人としての立場で講演を依頼され、行われたものであると承知しており、お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

5 「義務」を果たさなかった場合、罰則規定があるのか。町村官房長官の見解を示されたい。

6 現在の内閣や国会議員のなかに、「結婚」をしない議員、「次の世代を作る」ことをしていない議員もいるが、町村官房長官は、彼らが「義務」を果たしていないという見解か。

六 『福田総理の見解』について

1 当該発言について、現職の内閣官房長官の発言として適切である、と福田総理は考えるか。

2 当該発言に対し、福田総理は町村官房長官に対し何らかの対応をしたのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四三七号
平成二十年六月六日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出官房長官の「早く結婚し、次の世代を作る」ことは「義務」発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出官房長官の「早く結婚し、次の世代を作る」ことは「義務」発言に関する質問に対する答弁書

御指摘の講演会については、町村信孝内閣官房長官が政治家個人としての立場で講演を依頼され、行われたものであると承知しており、お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

1 から6までについて

1 町村官房長官が言うところの「皆さん方」というのは、対象を誰と想定した発言か。東京大学の卒業生・在校生に限定したものか、日本国民全体か。町村官房長官の見解を示したい。

2 東京大学の卒業生・在校生に限定したものであれば、なぜ特定の男女にのみ「義務」が課せられているのか、町村官房長官の見解を示されたい。

3 たとえ「結婚」していても、子どもを産まないカップルは、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

4 町村官房長官は、憲法に規定されている「国民の義務」は何であると考えているか。当該発言における「義務」は、どの条文に相当すると考えているか。

5 「義務」を果たさなかった場合、罰則規定があるのか。町村官房長官の見解を示されたい。

6 現在の内閣や国会議員のなかに、「結婚」をしない議員、「次の世代を作る」ことをしていない議員もいるが、町村官房長官は、彼らが「義務」を果たしていないという見解か。

平成二十年五月二十八日提出
質問 第四三八号

愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡査部長への不利益取扱等に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

官 報 (号 外)

愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡查部長への不利益取扱等に関する質問主意書
二〇〇五年一月、愛媛県警鉄道警察隊所属の仙波敏郎巡查部長は、愛媛県警の裏金を記者会見で告発した直後に、県警当局の不当な配置転換(以下「配転」という)処分を受けた。仙波巡查部長は、この配転処分について承服できないとして、愛媛県人事委員会に不服を申し立てた。同委員会は、「業務の割り付けや処遇が正常なものであつたとは認め難い」「告発会見との間に強い関連性があるものと認められる」(裁決書)二〇〇六年六月六日との判断を示して、配転処分を取り消す裁決を下した。

仙波巡查部長が県警当局の配転処分による損害賠償を国に求めた訴訟で松山地裁は、配置換えについて「いわゆる報復として行われたことが推認される」とし「愛媛県警本部長も関与して行われた」(二〇〇七年九月十一日)との判決を示した。

また地裁判決は、県警が裏金づくりを行つてき

たとする、仙波巡查部長の記者会見について「内

部告発内容の真実性を安易に否定することはでき

ない」と判示した。

さらに、松山地裁並びに愛媛県人事委員会は、

仙波巡查部長の裏金を告発した記者会見が、公益

を図る目的であると認定した。

愛媛県人事委員会の裁決の結果、仙波巡查部長

は鉄道警察隊に復帰することができた。

しかしながら、県警組織内では、仙波巡查部長

に対して、陰湿な嫌がらせが継続的に行われてい

る。これはまさに組織内における公益通報者に対

する重大な不利益取扱・人権侵害の行為であり、

早急に止めさせ、是正措置をとるべきである。同

時に、裏金についての徹底解明とともに関係資料

の公開すべきである。

よつて、以下の事項について政府に對して質問

する。

一 仙波巡查部長の不当配転について

(一)

国家公安委員会及び警察庁は、愛媛県人

事委員会の裁決について、「裁決は愛媛県

警察にとつて厳しい内容になつていると認識して

いる」(二〇〇六年六月二十七日、答

弁第三三三号)との見解を示している。

「厳しい内容になつていると認識してい

る」とは、具体的にどういうことか伺いた

い。裁決の内容の特定の箇所を指して言つ

ているのであれば、その箇所を示され

たい。

(二) 裁決は、仙波巡查部長の配転が「告発会

見の直後に、まさに告発会見したことによ

つて行われたと言わんばかりのタイミン

グで行われており、告発会見との間に強い

関連性があるものと認められる」としてい

る。さらに裁決は、配転後の仙波巡查部長

の勤務内容についても、「業務の量は勤務

時間に比して著しく少なく、担当の係その

ものが恣意的に新設されたもので、本来公

務員が分担するに相応しい内容を備えてい

ない」と指摘している。

裁決は、仙波巡查部長の配転が、裏金告

見が公益目的であったことを肯定してい

る。警察庁は、裁決と同じ認識なのか伺い

たい。また、公益目的の記者会見を行つた

同巡査部長は、当然「公益通報者」と考えるが

どうか。

(三) 仙波巡查部長が公益通報者であることは

明白である。公益通報者に対しては、「公

益通報をしたことを理由として、当該公益

通報者に対する、降格、減給その他不利益

な取扱いをしてはならない」(公益通報者

保護法第五条)と不利益取扱を禁止してい

る。また国家公務員法、地方公務員法で

(三) 愛媛県人事委員会裁決により、仙波巡查部長の配転は取り消され現職に復帰したが、その際には、上司から「鉄道警察隊に帰れ」と命じられただけで、謝罪はもとより、配転の誤り、配転の取り消しについて

なんらの説明もなされなかつたのである。

人事委員会は県警の再審請求を退け、裁決はすでに確定している。愛媛県警は、仙波

巡査部長に謝罪すべきだと考えるが、政府

としての明確な答弁を伺いたい。

(三)

公益通報者保護法に基づく公益通報者へ

の不利益取扱の禁止は、減給、戒告等の懲

戒处分をはじめ不利益な配置の変更など、

人事上の差別取扱いの作為又は不作為や昇

給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又

は不作為、さらには、仕事を与えない、専

ら雑務に従事させ就業環境を害することや

職場内の嫌がらせなどの行為も禁止され

ているのではないか。警察庁の見解を明ら

かにされたい。

(三)

仙波巡查部長は、現場に復帰後、同僚達

から「君と話したことが知れると、会

話内容を文書にして報告しなければならな

いから、話しかけないでくれ」と言われ、

朝晩の挨拶が無視される。あるいは、異動

時期の恒例の歓送迎会が開かれるときは、

仙波巡查部長が出席できない日に行う。外

部の講師を招く「教養」への出席を希望して

も拒否される。

また、二〇〇六年十月、広域手配を受け

ていた詐欺犯を不審尋問のうえ取り調べ犯

行を自供させたが、所属の鉄道警察隊の実

績とせざに所轄署の実績という不当な扱い

を受けた。仙波巡查部長の抗議によって所

属の地域課長報賞となつたが、この顕彰は

告発記者会見前に同様の指名手配犯を検挙

したときの管区警察局長表彰と比べ、著し

く劣る不当なものである。

官 報 (号 外)

さらに、交通監視力メラ「Nシステム」で、仙波巡回部長の行動が逐一監視されている疑いがあるなど、人権侵害の陰湿な嫌がらせが組織的、継続的に行われている。こうした事実は、明らかに仙波巡回部長に対する警察による不利益取扱であり、公益通報者保護法に反する行為ではないのか。調査結果に基づき事実関係を明らかにされたい。

(五) 行政機関の内部職員から法令違反等の公益通報を、適切に処理するための基本的事項を定めた「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部職員等からの通報）」（二〇〇五年七月十九日関係省庁申合せ）によれば、「通報者の保護」について「通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う」としている。

仙波巡回部長について、現在も、なお陰湿な嫌がらせが続いている状況にあるが、組織として通報者保護のフォローアップを適切に実施しているのかどうか伺いたい。

(六) 「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部職員等からの通報）」では、各行政機関が公益通報を処理する仕組みについて、内部規程を定めることになっている。警察庁は内部規程を定めていると承知しているが、内容を具体的に明らかにされたい。公表できないのであれば、その理由を伺いたい。

さるに、交通監視力メラ「Nシステム」

で、仙波巡回部長の行動が逐一監視されている疑いがあるなど、人権侵害の陰湿な嫌がらせが組織的、継続的に行われている。

こうした事実は、明らかに仙波巡回部長に対する警察による不利益取扱であり、公益通報者保護法に反する行為ではないのか。調査結果に基づき事実関係を明らかにされたい。

(五) 行政機関の内部職員から法令違反等の公益通報を、適切に処理するための基本的事項を定めた「国の行政機関の通報処理ガイド

ライン（内部職員等からの通報）」（二〇〇五年七月十九日関係省庁申合せ）によれば、「通報者の保護」について「通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う」としている。

仙波巡回部長について、現在も、なお陰湿な嫌がらせが続いている状況にあるが、組織として通報者保護のフォローアップを適切に実施しているのかどうか伺いたい。

(六) 「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部職員等からの通報）」では、各行政機

三 鉄道警察隊の警乗手当について
(一) 警察庁及び愛媛県警は、鐵道警察官が長距離列車に乗つて警乗した際に支払われる警乗手当制度の存在について、該当の鐵道警察隊員に周知する義務があると思うがどうか。これまでどのように周知・徹底して

(二) 警乗手当の支払い及び受給方法について次に伺いたい。

① 隊員の警乗手当請求から、国費で都道府県警に支給し、隊員が最終的に受給するまでの仕組みについて説明されたい。

また隊員の受給の仕組みは、全国一律で行われているのかどうか伺いたい。

② 鉄道警察隊発足以降、警乗手当支払い及び受給方法については、変遷・改変があつたと聞いている。警察庁は、都道府

県警に警乗手当の支給及び受給方法についてこれまで、どのような指示をしたのか、時期と内容を示されたい。

③ 愛媛県警における隊員の警乗手当の請求及び受給方法の変遷・改変の状況を政府はどのように認識しているか具体的に説明されたい。

④ 現在、愛媛県警は、警乗手当は、本人名義の口座に振り込んでいるとしているが、本人名義口座への振込みは何年何月から実施したと政府は認識しているか。

⑤ 愛媛県警では警乗手当を代理受領などの方針で受領していたことはあるかどうか、政府は把握しているか。あればその期間を具体的に示されたい。

(六) 仙波巡回部長が鐵道警察隊に赴任した

一九九九年二月当時、同人の警乗手当振込口座を開設したか。開設していたとすれば、それは本人の申請あるいは同意を得て行つたのか。また、開設していないとすれば、その理由を伺いたい。

(七) 警察庁は愛媛県警に対して、警乗手当を三十四回（同六人）分を支給したと報告しているとしても、二十四時間勤務による変則三人三交代制で、これだけの回数は物理的に不可能である。警察が主張する警乗回数を可能とする具体的な根拠を示されたい。

(八) 二〇〇五年十月、衆議院内閣委員会による愛媛県警への現地調査の際、当時の栗野愛媛県警本部長は、鐵道警察隊員に「平等に警乗させている」と説明した。本部長の説明通りであれば、仙波巡回部長も警乗していたことになる。他方、県警は「仙波巡回部長は警乗に消極的であつたので警乗を命じなかつた」としている。「仙波巡回部長に警乗を命じなかつた」というのは、県警本部長の「平等に警乗させている」との説明と矛盾するのではないか。

(九) 現在、愛媛県警は、警乗手当は、本人名義の口座へ振込まれたと承知しているが、本人名義口座への振込みは何年何月

から実施したと政府は認識しているか。

二〇〇一年度でも警乗乗車率は予讃線では三・八%、土讃線を含めれば、その割合はわずか二・七%に過ぎない。わずか二・三%の乗車率の警乗しかも十年前の資料の公開が、現在及び今後の警乗の職務に著しい支障を来たすとはとても考えられない。

本件は国費を詐取したのではないいかといふ重大な不正疑惑が指摘されている事案である。一九九九年、二〇〇〇年度の旅行命令簿を二〇〇一年度以降並みに公開すべきであると考えるが、どうか。

(五) 愛媛県警鐵道警察隊では、県外警乗を行う警乗シフト表を二〇〇一年度になつて初めて作成し現場に示したと承知している。それまでシフト表を作成しなかつた理由、二〇〇一年度からシフト表を作成した理由

は何であると政府は認識しているか説明されたい。

(六) 愛媛県警は、二〇〇一年度以降の鐵道警察隊員の旅行命令簿について、隊員の階級欄、隊員ごとの警乗回数、総警乗回数が分かる形式で公表している。しかし一九九九年度、二〇〇〇年度の旅行命令簿は、階級も、警乗回数も全面黒塗りにマスキングした上、旅行命令簿の各ページはバラバラに組み替えて提出した。二〇〇一年度以降と、一九九九年度、二〇〇〇年度の開示内容に差異を設けている理由は何故か。

(七) 愛媛県警は、一九九九年度、二〇〇〇年度の旅行命令簿の全面黒塗りの理由を「公共交通の利益を害し、公務遂行に著しい支障が生じる」からとしている。一九九九年度、二〇〇一年度でも警乗乗車率は予讃線では三・八%、土讃線を含めれば、その割合はわずか二・七%に過ぎない。わずか二・三%の乗車率の警乗しかも十年前の資料の公開が、現在及び今後の警乗の職務に著しい支障を来たすとはとても考えられない。

本件は国費を詐取したのではないいかといふ重大な不正疑惑が指摘されている事案である。一九九九年、二〇〇〇年度の旅行命令簿を二〇〇一年度以降並みに公開すべ

右質問する。

内閣衆質一六九第四三八号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員吉井英勝君提出愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡査部長への不利益取扱等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡査部長への不利益取扱等に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねの「厳しい内容になつてゐる」と認識している」とは、御指摘の愛媛県人事委員会の裁決において、同県警察本部生活安全部地域課長が平成十七年一月二十七日付けで御指摘の巡査部長(以下単に「巡査部長」という。)に対して行つた配置換えが取り消されたことについて、国家公安委員会及び警察庁の認識を述べたものである。

警察庁としては、愛媛県警察による御指摘の配置換えについての見解を改めて表明すべきかどうか及び当該配置換えに関する同県警察が巡查部長に謝罪すべきかについては、同県公安委員会の管理の下、同県警察において判断すべきものと考えている。

警察庁としては、巡査部長による御指摘の記者会見は、公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)の施行前である平成十七年一月二十日に行われたものであると承知している

が、いずれにしても、一般職の地方公務員については同法第三条から第五条までの規定にかかる

わらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによるものとされ

ており、愛媛県警察においては、巡査部長につ

いて、同法第十三条の規定による平等取扱の原則等を遵守する必要があると考えている。

二の(三)について

警察庁としては、公益通報者保護法により禁止されている公益通報者に対する不利益取扱いは、懲戒処分のみならず、人事上又は給与上の差別取扱い、就業環境を害する行為等の事実上の行為を含むこととされているものと承知しているが、一般職の地方公務員については同法第三条から第五条までの規定にかかわらず、地方公務員法の定めるところによるものとされているものと考えている。

二の(四)及び(五)について

愛媛県警察によると、御指摘の歓送迎会については、巡査部長が事前に欠席する旨を申し出たことから、巡査部長の勤務日に開催されたことである。御指摘の詐欺事件の検挙については、同県警察では、同県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊(以下単に「鉄道警察隊」とい

う。)のいずれの職員が検挙した事件についても、検挙された場所を管轄する警察署に検挙件数を計上することとしているとのことである。また、御指摘の表彰については、巡査部長の功労の程度に応じて、地域課長は賞を授与する

て適切な把握に努めているが、巡査部長が鉄道警察隊に復帰した平成十八年六月十二日以後、御指摘のものも含め、巡査部長に対する不利益取扱いがなされたという事実は確認されていないとのことである。

二の(六)について

警察庁においては、公益通報者保護法の施行に伴い、警察庁の職員等からの法令違反に関する通報を適切に処理するため、平成十八年三月三十一日付けで「警察庁内部通報処理要綱」を制定しており、同要綱においては、目的、用語の定義、内部通報・相談窓口の場所等、内部通報の処理の手順、国家公安委員会への報告、関係事項の公表、是正措置等の実効性評価、内部通報をした者等の保護等について定めている。

三の(一)について

警察庁としては、職員が県外警乗(二以上の都道府県警察等の管轄区域にわたる列車警乗)を行うものと承知している。

三の(二)の③について

警察庁としては、愛媛県警察における警乗旅費の支給方法については、三の(二)の②について述べたものと同様の移行措置がとられたものと承知している。

三の(二)の④について

警察庁としては、お尋ねについては、平成九年度中に実施されたものと承知しているが、何月から実施されたかについては、関係文書が保存されていないため不明である。

三の(二)の⑤について

警察庁としては、愛媛県警察においては、平成八年度以前は受領代理制度がとられていたものと承知している。

三の(二)の⑥について

警察庁としては、愛媛県警察によると、御指摘の平成十一年二月の時点において、巡査部長が警乗旅費の振込口座を指定していたかどうかについては、現在保存されている文書からは確認できないとのことであるが、平成十三年度には巡査部長に対する

して当該地域課等の職員に係る警乗旅費が振込等の方法により一括して交付され、当該受領代理人が受領した警乗旅費を各旅行者に交付する制度(以下「受領代理制度」という。)がとられた

いたが、平成九年度中には、全国の都道府県警察で、国庫から各旅行者の口座に警乗旅費が直接振り込まれる制度で施行したものと承知して

いる。その際に警察庁から都道府県警察に対してどのような指示がなされたかについては、関係文書が保存されておらず、お答えすることが困難である。

三の(二)の⑦について

警察庁としては、愛媛県警察における警乗旅費の支給方法については、三の(二)の②について述べたものと同様の移行措置がとられたものと承知している。

三の(二)の⑧について

警察庁としては、お尋ねについては、平成九年度中に実施されたものと承知しているが、何月から実施されたかについては、関係文書が保存されていないため不明である。

三の(二)の⑨について

警察庁としては、愛媛県警察においては、平成八年度以前は受領代理制度がとられていたものと承知している。

三の(二)の⑩について

警察庁としては、平成八年度以前は、国庫から当該職員の口座に直接振り込まれる方法により支給されている。このような支給方法は、すべての都道府県警察において共通である。

三の(二)の⑪について

警察庁としては、平成八年度以前は、国庫から当該職員の口座に直接振り込まれる方法により支給されている。このような支給方法は、すべての都道府県警察において共通である。

三の(二)の⑫について

警察庁としては、愛媛県警察においては、平成八年度以前は受領代理制度がとられていたものと承知している。

三の(二)の⑬について

警察庁としては、愛媛県警察によると、御指摘の平成十一年二月の時点において、巡査部長が警乗旅費の振込口座を指定していたかどうかについては、現在

る警乗旅費が同人の口座に振り込まれていることであり、当該振込口座は同人が指定したものであるとのことである。

三の(三)について

愛媛県警察によると、お尋ねについては、平成十七年三月四日に巡査部長が松山地方裁判所に提起した同県を被告とする民事訴訟において、同県警察は、平成十一年度について、鉄道警察隊の四人の隊員が毎月平均六日余りの県外警乗を行えば、同年度中に延べ二百九十四日の県外警乗を行うことが可能であり、また、平成十二年度について、六人の隊員が毎月平均三日余りの県外警乗を行えば、同年度中に延べ三百三十四日の県外警乗を行うことが可能である旨を主張しているとのことである。

愛媛県警察によると、御指摘の同県警察本部長の説明は、職員に対する警乗任務の付与についての一般的な方針を述べたものであり、職員及びその家族の健康状態その他の職員の個人的な事情等に応じて警乗任務が付与されることを否定する趣旨ではないとのことである。

三の(五)について
愛媛県警察によると、「愛媛県警鐵道警察隊では、県外警乗を行う警乗シフト表を二〇〇一年度になって初めて作成し現場に示した」事実は、現在保存されている文書からは確認できないとのことである。

成された旅行命令簿については、愛媛県情報公

開条例(平成十年愛媛県条例第二十七号)の規定が適用されることから、同条例の規定に基づく公開請求に応じて、同条例に規定する非公開情報に該当する部分を除いた部分を公開しているところであるが、平成十三年度以前に作成された旅行命令簿については、同条例の規定が適用されないことから、公開していないとのことである。

平成十一年度及び平成十二年度の旅行命令簿において、同県警察による御指摘は、いずれも三の(三)について述べた民事訴訟に関するものと考えられるとともにかかる警乗旅費が支給されていないと主張しているが、巡査部長の警乗旅費に係る

ころ、同県警察によると、巡査部長は当該訴訟において、平成十一年度及び平成十二年度に本來警乗費が支給されるべき県外警乗を実施してしまったにもかかわらず警乗旅費が支給されていないと主張しているが、巡査部長の警乗旅費に係る

有明海の漁業環境の悪化と漁業被害は甚大であり、漁民の生活の窮状は想像を絶する深刻な事態にある。有明海の漁業者は、有明海の再生のために潮受け堤防の開放を求めており、公共事業チェック議員の会(鷹山由紀夫幹事長、保坂展人事務局長)主催で、本年五月八日及び五月二十二日に、有明海再生のための諫早湾干拓潮受け堤防の開門に向けた農林水産省からのヒアリングが、衆参国會議員等の参加のもとに行われた。

ヒアリングにおいては、①潮受け堤防を開門すれば、有明海が良くなることは、二〇〇二年に実施された堤防排水門の短期閉門調査で効果が実証済みであり、漁民が、タイラギやアサリが獲れたということを実感している、②もぐり開門の方法によって、漁業被害や排水門の安全性の問題は生じないことが立証され、漁業被害等を理由に開門を拒否していた農林水産省の主張には合理性がない、③農業用水確保の目的で貯水している調整池は、本明川河口の堰や溜池の設置等の代替水源の対策により、干拓地の営農に必要な農業用水が十分に確保できる——ことが浮き彫りにされた。

これまで、諫早湾干拓潮受け堤防を開門できぬとの農林水産省の主張がことごとく科学的根拠のない非合理的なものであることが明白になつた。

平成二十年五月二十八日提出
質問 第四三九号

有明海の浄化と漁業環境の改善に関する第三回質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

私は、このヒアリングでの議論や観点を踏まえて、本年四月十七日に提出した「有明海の浄化と漁業改善に関する再質問主意書」(以下「再質問主意書」という。)に対する四月二十五日の政府答弁書(以下「答弁書」という。)に関して、以下の事項について質問したい。

一 タイラギ漁業について

1 諫早湾のタイラギ不漁に関してはすでに一九九四、一九九六年に調査を実施し、それ以後すでに十年以上経ていて、いまだに原因不明としている。漁民からは、「いつまでも調査を続けるのか」と、調査に対する疑問が出されている。原因不明とした根拠を述べていただきたい。さらに、現在独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所が行っている「有明海におけるタイラギ資源の減少要因の解明に向けた調査」が、具体的に何を明らかにしようとしているのか伺いたい。

2 再質問主意書では、諫早湾の妥当と思われる底質の堆積速度を〇・五cm/年と仮定することによる農林水産省の泥試料の堆積年について質問した。これに對して答弁書は、「厚さ十二センチメートル程度の底泥」と答えていたが、そうだとすれば堆積するのに約二十四年間経過したことになる。このような試料によつて五~十年程度の粒度組成の変化が明らかになると考へてゐるのか、答えたられた

二 二〇〇七年八月の諫早湾のアサリのへい死について

1 二〇〇七年八月二十四日にアサリへい死の聞き取り調査を行つて、二十六日に一斉調査を実施したというが、なぜ八月二十五日正午以後の二十六日早朝の上層に顕著に示された貧酸素によるアサリのへい死を除外するのか、また大量のアサリのへい死が二十六日以前に起きたという根拠と理由を示されたい。

2 答弁書は、「赤潮を形成する植物プランクトンが死滅すると海底に沈降してバクテリアによつて分解されるが、その際、海水中の溶存酸素が消費されて底層が貧酸素化し、アサリがへい死することがある」と答弁している。農林水産省は、赤潮がアサリのへい死の直接の原因ではなく、貧酸素にあると考えているのかどうか答えられたい。

三 再生事業について

1 答弁書は、下水道整備事業及び農業集落排水処理施設整備事業の事業評価の結果については、それぞれ「個別公共事業の評価書」及び「公共事業の事業評価書」に記述しており、関係省庁のホームページ等で公表している旨、答えているが、なんら説明はなされていない。これらの事業により、水質がどのように変化したのかなど、根拠を示して具体的に説明されたい。

2 漁業環境保全創造事業の事業評価の結果についても、漁業環境がどのように変化したかなど、根拠を示して具体的に説明されたい。

3 答弁書では、汚水処理人口普及率が向上すれば、河川等の公共用水域に流入する化学的

酸素要求量(以下「C O D」という。)の総量は減少する旨、答えているが、どの程度、C O Dが減少しているのか、根拠を示して具体的に説明されたい。

4 漁業環境保全創造事業の費用対効果について、答弁書は「農林水産省が行つた事前評価において、事業の実施により見込まれる効果が事業の実施に要する費用を上回っていたところである」と答えている。その根拠と理由を明確に説明されたい。

5 答弁書では、漁業環境保全創造事業についての農林水産省の事前評価では、「福岡県及び熊本県の行う事業についてもアサリ等の漁獲量の増加が期待できること等を確認し、事業の実施は妥当であると判断した」と答えている。その根拠を示して具体的に説明されたい。

四 開門について

1 答弁書は、「開門により予測される濁りの分布」については、平成十六年五月十一日に農林水産省が公表した「有明海の漁業関係者の皆様への補足説明の中・長期開門調査を実施することによる海域への影響と有明海の再生への取組について」の中・長期開門調査実施の検討結果において示されている旨、答えている。この答弁は、おそらく農林水産省九州農政局ホームページの農村振興局—諫早湾干拓事業一中・長期開門調査の取扱いについて一排水門の常時開放によりガタ土が有明海に広がる様子(開門三十日後)の図をさしているものと思われる。この図では有明海湾

○mg/Lとなつていて。再質問主意書では、「諫早湾干拓事業以前の濁りと、開門により予測される濁りの分布を示し、その上で漁業被害の根拠と理由を明確にされたい旨の質問をしたが、これに対する答弁はなされたかったので、改めて、明確に答弁されたい。

2 再質問主意書では、「(九州大学大学院総合理工学研究院経塚教授の示した開門方法で成果が得られないというなら、その根拠と理由を具体的に示されたい」と質問した。これに対して答弁書は、「短期開門調査で得られた成果以上の知見は得られない」と答弁し、なんら具体的な根拠と理由を示していない。

また、再質問主意書では、短期開門調査において諫早湾内の流動も大きくなり、調整池内の水質も劇的に改善されたことも指摘した。これに対する政府の見解を含めて、経塚教授の示した開門方法では、成果が得られないと考えているならば、改めて、その根拠と理由を具体的に示されたい。

1 答弁書は、平成十六年度、十七年度、十八年度及び十九年度におけるC O Dの濃度をそれぞれ、九、四、八、七、七、九及び八、六mg/Lである旨答えているが、これは七十五%値(五十二週の場合、小さい値の順に並べて三十九番目の値)と思われる。

そこで、農林水産省の調整池のB1、B2、S11、P1及びP2地点の週一回のモニタリングデータを用いて、各年度のそれぞれの七十五%値を求め、それを平均すると、

の濃度となつた。

これらの値は、農林水産省が示した値と比べると、平成十六年度は農林水産省の値の方が大きいが、それ以降は小さい。何故、この

ような違いが生じるのか、答えられたい。

2 答弁書は「調整池に流入するC O D、窒素及びリンの総量についてのデータは採取していない」と答弁している。しかし、九州農政局に設置された諫早湾干拓調整池等水質委員会において、平成十九年度に行つた水質シミュレーションモデルを用いた検討結果によると、平成十五年の調整池のC O Dの量を明らかにしている。データがなければシミュレー

ションの妥当性が検証できず、水質シミュレーションは、信頼できないものと考えられるが、見解を伺いたい。

3 答弁書は、諫早湾干拓調整池等水質委員会が、平成十九年度に行つた水質シミュレーションモデルによる検討結果によれば、平成十五年における底泥の巻上げ、流入各種排水、植物プランクトンの発生による調整池のC O Dの量は一六、三九三kg/日となつてゐると答弁している。

また、同委員会は、潜堤による巻上げ抑制効果によつてC O Dを二、九九六kg/日減少させると推測している。潜堤は平成十八年度に完成しており、平成十九年度には約二十%のC O D濃度減少が期待されたが、実際にはむしろC O Dは増加している。潜堤の効果はみられなかつたと考えられるがどうか、見解を伺いたい。

4 答弁書は、「諫早湾干拓調整池等水質委員会

会が、調整池の水質シミュレーションモデルによる水質予測結果を検討したところ、中長期的には、水質保全目標値の達成は可能であると判断されている」と答弁している。しかし、これまで、何回も期限までに水質保全目標値の達成は可能としながら、達成されてこなかつたことについて、どのように考えているのか。また、一九九七年の潮受け堤防の締め切り以後の水質予測とその結果に関する考察資料の概要を示して具体的に説明されたい。

5 答弁書は、調整池の水質については、中長期的には、水質保全目標値の達成は可能な

で、岡山県の児島湖のようにはならないという趣旨の答弁をしている。先に指摘したように、これまで目標値を達成すると言ひながら実際には達成されてこなかつた。このようにことを繰り返していく、調整池が児島湖のようにならないという根拠はない。児島湖でCODが少し減少したのは、大規模な浚渫を行つたことによるものと考えられるが、児島湖のCODの減少の原因について、説明されたい。

内閣衆質一六九第四三九号
平成二十年六月六日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海の浄化と漁業環境の改善に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海の浄化と漁業環境の改善に関する第三回質問に対する答弁書

一の1について

諫早湾におけるタイラギ漁業の不漁については、タイラギ資源の減少によるものと考えているが、有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた委員会報告においても、長崎県海域におけるタイラギ資源の減少要因、大量へい死の発生メカニズムについては明らかにされておらず、今後解明していくべき課題とされたものである。

現在、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所が、関係県と連携して、有明海におけるタイラギ資源の減少要因の解明に向け、タイラギの大量へい死についての環境要因及び生理要因の関連に関する調査を行つているところである。

二の2について

農林水産省九州農政局が諫早湾内において行つている底質の泥分の長期モニタリングは、平成元年から継続して同一の調査地点において

海底面から一定の深さまでの底泥を採取し粒度組成を求めているものであり、底質の経年的な変化の傾向を把握できる調査であると考えている。

二の1について
前回答弁書(平成二十年四月二十五日内閣衆質一六九第三〇三号。以下「前回答弁書」といふ。)二の1についてでお答えしたとおり、長崎県からは、平成十九年八月二十二日に漁業者から諫早湾内の小長井町地先におけるアサリのへきる。

い死情報が寄せられ、同月二十六日に一斉調査を実施し、その時点でのアサリのへい死状況を確認したと聞いている。

二の2について

前回答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一八四号。以下「前回答弁書」といふ。)二の1から3までについてでお答えしたとおり、平成十九年八月の諫早湾におけるアサリのへい死については、赤潮、貧酸素水塊を始めとする様々な要因が複合的に影響したものと考えている。

三の1について

一般的に、公共用水域の水質の変化には複合的な要因があり、下水道の整備に関する事業及び農業集落排水処理施設の整備に関する事業のみに起因する有明海及び八代海における水質の変化は測定できないため、お答えすることが困難である。

なお、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)第三条第一項に規定する指定地域(以下「指定地域」という。)を含む市町村における下水道に係る処理人口は、平成十四年度末時点の約百六十万人から平成十八年度末現在で約百九十五万人に増加し、農業集落排水処理施設に係る処理人口は、平成十四年度末時点の約十三万人から平成十八年度末現在で約十七万人に増加しているところであり、これらの処理施設において削減される化学的酸素要求量(以下「COD」といふ。)の総量も増加しているものと考えられる。

三の3について

環境省が実施している「発生負荷量等算定期調査」によれば、指定地域を対象に調査を開始した平成十三年度及び最新の調査年の平成十六年度の生活系排水の一日当たりのCODの発生負荷量は、それぞれ五十三・八トン及び四十六・七トンとなつており一日当たり七・一トン減少している。

四の1について
前回答弁書四の1及び2についてでお答えしたとおりである。

三の2、4及び5について

漁場環境保全創造事業については、前々回答弁書三の1についての(4)でお答えしたとおり、平成十五年度から平成十八年度までの有明海における実施状況は、覆砂四百四十二ヘクタール、作れい十四・五キロメートル、耕うん五千四百七十七ヘクタールとなつてゐるところであり、同答弁書三の2及び3についてでお答えしたとおり、同事業の実施により、例えは、福岡県や熊本県によれば、アサリの漁獲量が増加する等の漁場改善の成果がみられているところである。同事業の事前評価において、漁獲可能資源の維持・培養により、アサリの漁獲量の増加が期待できること等を確認したところである。

同事業の実施により見込まれる漁獲可能資源の維持・培養等の効果を事業の実施に要する費用で除した費用便益比率は、一・二八から三・九一となつており、事業の実施により見込まれる効果が事業の実施に要する費用を上回つてゐるところである。

三の3について
前回答弁書(平成二十年四月二十五日内閣衆質一六九第三〇三号。以下「前回答弁書」といふ。)二の1についてでお答えしたとおり、長崎県からは、平成十九年八月二十二日に漁業者から諫早湾内の小長井町地先におけるアサリのへきる。

四の2について

短期開門調査における水質への影響についての対応に関する質問に対する答弁書(平成十五年八月二十九日内閣衆賀一五六第一二五号)(十六)についてでお答えしたとおり、短期開門調査においては、海水導入によつて調整池のCOD等の濃度は低下したが、一方で、海域への排水量は増加し、海域への負荷量は海水導入前に比べむしろ増加する結果となつてゐる。また、前回答弁書四の3及び4についてでお答えしたとおり、排水門付近で洗掘を生じさせない開門方法については、潮位や潮流などに与える変化が小さいため、短期開門調査で得られた成果以上の知見は得られないと考えてゐる。

五の1について

前回答弁書五の1についてでお示ししたデータは、調整池の水質の適正な評価を目的として、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)に基づき都道府県が水質調査等を行う水質調査方法により、降雨等の影響を受けない晴天時に行う月一回の調査によるものである。これに対して、御指摘の週一回の調査は、水質シミュレーションモデルの構築等を目的として気象条件に関係なく行うものであり、調査の条件が異なることから、これら二つの調査結果を単純に比較することは適當ではないと考えられる。

五の2について

農林水産省九州農政局により設けられた諫早

湾干拓調整池等水質委員会において、平成十九年度に行つた調整池の水質シミュレーションモ

デルを用いた検討の際には、平成四年度から平成十八年度までにおいて実施した生活系排水、農地等のCOD、窒素及びリンの発生負荷量の調査の結果等を活用し、平成十五年度から平成十七年度までにおいて調整池に流入した有機物によるCOD、窒素及びリンの総量を水質シミュレーションモデルにより試算してゐることころであり、水質シミュレーションモデルの妥当性は確保されていると考えてゐる。

五の3について

調整池のCODの量は、底泥の巻上げだけでなく、他の様々な要因に左右されるものである。潜堤自体の効果については、諫早湾干拓調整池等水質委員会において、平成十九年度に行つた調整池の水質シミュレーションモデルを用いた検討の結果により確認されてゐるところである。

五の4について

前々回答弁書五の1についてでお答えしたところ、調整池の水質については、調整池に流入する河川等からの有機物、窒素及びリンの削減が進んでいないこと等により、水質保全目標値に達しない状態が続いているものと考えている。

なお、潮受堤防の締切り以降に諫早湾干拓調整池水質委員会において行われた水質予測の検討結果について記した「諫早湾干拓調整池等水質委員会検討結果の取りまとめ」においても、水田及び畑からの負荷並びに生活系排出負荷の

削減が進んでいないこと等が述べられているところである。

五の5について

岡山県が、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四条第一項の規定に基づき策定した児島湖に係る第四期湖沼水質保全計画について平成十九年三月に公表した評価結果によれば、児島湖流域における下水道の整備等の水質汚濁発生源対策、流入河川等の浄化対策及び底泥のしゆんせつ等の湖内対策の効果が相まって児島湖のCODが低下したとされてゐると承知してゐる。

五の6について

かになつたと報じてゐる記事(以下、「毎日記事」という。)を掲載してゐる。右を踏まえ、以下質問をする。

一 外務省は「毎日記事」を承知してゐるか。

二 北朝鮮と米国の間で、「日本人拉致事件」の被害者についての北朝鮮と米国の間で「毎日記事」にある様なやり取り(以下、「やり取り」といふ。)がなされたというのは事実か。

三 「やり取り」はいつ、どこで、北朝鮮側の誰と米国側の誰によってなされた等、「やり取り」の詳細を外務省は把握してゐるか。

四 「やり取り」の中で北朝鮮が帰国させる用意があるとした拉致被害者は誰か、外務省は把握しているか。右の被害者とは、現在我が国の政府が認定している拉致被害者と一致しているか。

五 「やり取り」に対する外務省の評価如何。「やり取り」は、「日本人拉致事件」解決に対する北朝鮮の意欲の表れであり、「日本人拉致事件」解決に資するものと外務省は考えているか。

平成二十年五月二十八日提出
質問 第四四〇号

北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国のやり取りに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国のやり取りに関する質問主意書

本年五月二十七日付の毎日新聞夕刊は、「拉致被害者『数人生存、帰國の用意』 北朝鮮、米に伝える質問主意書

内閣衆賀一六九第四四〇号
平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

達 テロ指定解除へ交渉カード」との見出しで、北朝鮮による我が国邦人の拉致事件(以下、「日本人拉致事件」という。)に関連し、拉致被害者とみられる日本人について、北朝鮮が米国に対し、まだ数人が北朝鮮国内におり、北朝鮮として我が国に帰国させる用意がある旨伝えていたことが明らか

送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による日

本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国のやり取りに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の記事については、外務省として承知しているが、御指摘のようなやり取りがあつたことは承知していない。

平成二十年五月二十八日提出

質問 第四四一號

防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問主意書「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三四五号)を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」では、平成十年度から十九年度までの、年齢別に見た自衛官・防衛省職員の自殺件数が明らかにされており、それによると、十五歳から十九歳までの自衛官・防衛省職員の自殺件数が零件の年は平成十二年度、十三年度及び十六年度のみで、それ以外の年には一人から四人の自殺者が出ている。自衛隊に入隊または防衛省に入省したての、社会人経験は皆無と言つてもよい未成年の自衛官・防衛省職員が自ら死を選ぶことは、やはり自衛隊を含む防衛省の組織のあり方、特に新人隊員・職員に対する

る指導、教育方法等に問題があることの証左であると考えるが、防衛省の見解如何。

二 「政府答弁書」では、平成十年度から十九年度までに計八百四十六名の自衛官・防衛省職員が自殺を選んだことが明らかになっているが、自殺ではなく、自衛官・防衛省職員が訓練中等に逃亡を図った件数は、同時にそれぞれ何件報告されているか。

三 二の逃亡件数のうち、未だに逃亡した自衛官・防衛省職員の行方がわかつていないものは何件あるか。

四 「政府答弁書」において、自衛官・防衛省職員の自殺の原因について、防衛省では「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」という五つの区分に整理して把握しているとの答弁がなされている。右について以下質問する。

① 「病苦」のうち、肉体的な病気または精神的な病気の割合はそれぞれどれくらいか。また、それぞれ具体的にどの様な病名が報告されているのか明らかにされたい。

② 「借財」について、例えば自衛官・防衛省職員の間の借財、特に上司から部下への恐喝等による借財を苦にしての自殺は報告されているか。

八 本年四月十六日付の日経新聞夕刊が、「自衛官の自殺 後絶たず 他省庁公務員の二倍 防衛省、ケアに苦慮」との見出しで、国家公務員の中でも自衛官・防衛省職員の自殺件数が飛び抜けて多いことを取り上げ、防衛省が様々な対応策をとっているのにも関わらず、その傾向に歯止めがかからぬ旨報じた記事(以下、「日経記事」という)の中に、元航空自衛官の須賀雅則氏が「いじめは自衛隊では深刻な問題で、自分の在籍時にも自殺者は出でていた」「(いじめによる自殺は)管理責任に直結する。階級社会の自衛隊では上司が処分を嫌い、上層部に報告する際に原因特定をうやむやに済ませる傾向があつた」と指摘する記述があることについて、「政府答弁書」で防衛省は「防衛省」として、御指摘の記事で言及されている事実については確認されておらず、また、その内容は抽象的でもあります。「私的制裁」として九十二人、「傷害又は暴行脅迫」として二百九十一人の者に対しても、御指摘する様な、私的制裁、障害又は暴行脅迫を行つたとの答弁がなされているが、では五の三百八十三件の「私的制裁」、「障害又は暴行脅迫」をいじめとすると、その中で須賀氏が指摘する様な、私的制裁、障害又は暴行脅迫を行つた者の直属の上司が処分を恐れ、

上層部に対し正確な報告がなされなかつた事例はあるか。

九 現在防衛省は、自衛官・防衛省職員へのメンタルヘルスを図る上で、株式会社セーフティネットと随意契約を締結していると承知する。

株式会社セーフティネットに対して、昨年十二月二十八日の政府答弁書(内閣衆質一六八第三四四号)によると、平成十六年度においては防衛省から約八十万円、防衛省共済組合から約二千五百万円が、平成十七年度、十八年度及び十九年度は、防衛省共済組合からそれぞれ約五千万円が支払われていることが明らかになつていいが、平成二十年度は株式会社セーフティネットに対してどれだけの金額が支払われているか明らかにされたい。

十 防衛省は株式会社セーフティネットといつまで随意契約を締結しているか。

十一 株式会社セーフティネットは、自衛官・防衛省職員の自殺防止を図る上で真に有益で効果のある、九の金額を支払うに足る組織であると防衛省は認識しているか。しているのなら、その根拠を説明されたい。

十二 長崎県佐世保市の相浦駐屯地において、いわゆる「特殊部隊」の訓練が行われているという事実はあるか。

十三 相浦駐屯地で訓練を受けていた自衛官・防衛省職員が、訓練から逃亡し、現在も行方不明になつているという事実はあるか。

十四 過去五年間、相浦駐屯地で訓練を受けていた、または勤務をしていた自衛官・防衛省職員の中から自殺者は出でているか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四一号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

安等である。

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊の部隊等においては、新隊員等に対する啓発教育を反復・継続して実施しているところであり、今後ともこれを実施するとともに隊員の身上把握及び服務指導の充実・強化に努めてまいりたい。

二及び三について

御指摘の「逃亡」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、防衛省として現在統計資料を有している平成十五年度から平成十八年度までに、「正当な理由のない欠勤」として懲戒処分を受けた隊員は合計九百三十二人である。また、平成二十年五月二十九日現在、二十日以上所在不明となっている隊員は八人である。

四の①及び②について

防衛省として、お尋ねについては、これを明らかにすることにより、個人が特定されるおそれがあり、関係者のプライバシーの保護等の観点から、お答えを差し控えたい。

四の③について

例えば、職務に対する自信喪失や昇任への不

五について

平成十五年度から平成十八年度までに「私的制裁」又は「傷害又は暴行脅迫」として懲戒処分を行った事案について、その詳細を明らかにするためには調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

六について

「私的制裁」又は「傷害又は暴行脅迫」として懲戒処分を行った事案の被害者である隊員が自殺した事例が一件ある。

七について

「私的制裁」として免職の処分を受けた隊員は零人、「傷害又は暴行脅迫」として免職の処分を受けた隊員は三人であり、これらの者に対しては、国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第一百八十二号第八条第一項第一号の規定に基づき、退職手当は支給しなかつた。

八について

お尋ねについて明らかにするためには、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

九について

お尋ねの金額は、約五千万円である。

十について

お尋ねの期間は、平成二十一年三月三十一日までである。

十一について

防衛省としては、自殺事故防止の観点から、関係者のプライバシーの保護等の観点から、お答えを差し控えたい。

に関する悩みについても解消し、又は軽減する必要があると考えているところ、株式会社セーフティネットにおいては、このような悩みについて専門家への相談を希望する職員に対応することも可能であると承知しており、同社と適正に契約を締結したものである。

十二について

お尋ねの「特殊部隊」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、相浦駐屯地に所在する西部方面普通科連隊がレンジジャー訓練を行っている事実はある。

十三について

お尋ねの「逃亡」が何を指すのか必ずしも明確ではないが、平成二十年五月二十九日現在、相浦駐屯地に所属する隊員が、所在不明になっている事実はない。

十四について

防衛省として、お尋ねについては、これを明らかにすることにより、個人が特定されるおそれがあり、関係者のプライバシーの保護等の観点から、お答えを差し控えたい。

平成二十年五月二十八日提出
質問 第四二号

北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三五六号)を踏まえ、再質問する。

一方少数民族が、第二次世界大戦時に旧日本軍に徴用されながらも、日本政府から軍人恩給等の

戦後補償が認められていない問題(以下、「戦後補償問題」という。)に関する、本年五月五日付の東京新聞に掲載された、「旧軍の北方民族徵用」政府、戦後補償前向き遺族年金など検討」との見出しの、「戦後補償問題」に対して政府が前向きな検討を始めた旨報じている記事(以下、「東京記事」という。)について、「前回答弁書」で政府は「政府としては、従来より、『サハリン(旧樺太)少数民族』の方々が戦傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律第百二十一号)に規定する遺族年金等の支給要件に該当する場合には、これらを支給してきているところである。先の答弁書(平成二十年四月三十日内閣参質一六九第一一二号)三についてでも、これと同趣旨のことを述べたものであり、新たな方針を表明したものではない」と、政府としては「戦後補償問題」に対してはかねてより法律に基づいて適切に対応してきており、最近になって急に前向きになつた訳ではない旨の答弁をしている。では、前回質問主意書でも取り上げた、これまでロシア連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ連の軍事法庭でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」という。)並びに、北海道網走市のウイルタ協会が生存者や遺族からの聞き取り等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に戦後補償を受けるべき三十三名の人物について、政府としてその

写しを入手し、三十三名についてもその詳細を把握しているものと考えて良いか。「前回答弁書」では明確な答弁がなされていないところ、再度確認を求める。

二 「名簿」掲載者四十名並びに「名簿」掲載者以外に戦後補償を受けるべき三十三名の人物のうち、現在も生存している北方少数民族に対しても、彼らから戦後補償の申し出があつた場合は、政府として法律に基づいて、然るべき補償を行うものと考えて良いか。確認を求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四二号

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年六月六日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問に對する答弁書

一 について

御指摘の「名簿」及び「三十三名の人物」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、先の答弁書(平成二十年四月三十日内閣参質一六九第一一二二号)二の1についてお答えしたとおり、「サハリン先住民族及びその他の北方民族被抑圧者名簿」及び「ボロナイスク地区北方先住少数民族名簿未回復被抑圧被害者名簿」の内容については承知している。

二 政府において「二件」の人事案件を報道機関に漏らしたのは誰か。

三 政府は今国会において「二件」の提示をする考

二について

政府としては、「サハリン(旧樺太)少数民族」の方々が、日本国籍を有すること等、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に規定する遺族年金等の支給要件に該当する場合には、これらを支給してきているところであり、今後とも同法の規定に基づき適切に対応してまいりたい。

平成二十年五月二十八日提出
質問 第四四三号

国会同意人事を巡る政府の対応に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年六月六日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事を巡る政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事を巡る政府の対応に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の二件の人事案件について、政府案を議院運営委員会両院合同代表者会議に提示する前にその内容が報道された経緯等について承知していないが、今後かかる事態が生じないよう、政府としては十分情報管理に注意してまいりたい。

二 政府において「二件」の人事案件を報道機関に漏らしたのは誰か。

三 政府は今国会において「二件」の提示をする考

えはあるか。

四 今回「二件」の人事案件が事前に漏れたことは、国会運営の混乱を招き、国益を損ねたと考えるが、政府の見解如何。

五 「二件」の人事案件を報道機関に漏らした者に對して、政府として何らかの処分、注意をする考えはあるか。

右質問する。

五 対して、政府として何らかの処分、注意をする対して、政府として何らかの処分、注意をする考えはあるか。

六 平成二十年五月二十八日提出
質問 第四四四号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問主意書

提出者 三日月大造

世界に誇れる制度と謳われた、わが国の公的年金における国民皆年金の実現は、国民年金法が施行される昭和三十六年まで遡ることとなる。しか

し、昨今の「消えた年金」問題をはじめとして、無年金・低額年金問題等々、公的年金制度が内包する課題・問題点は枚挙にいとまがない。例えば、強制加入の制度でありながら、二〇歳以上の学生については平成三年三月までは任意加入しておらず、その結果、任意未加入中の罹患や障害を負った場合、障害年金の対象外となり、所謂「学生無年金障害者」問題が生じることとなつた。この「学生無年金障害者」については、制度の谷間を生んだ國の責任を質し、救済を求め、現在も訴訟が継続中である。

七 国会においては、学生無年金訴訟過程における「立法の不作為」との指摘を重く受け止め、無年金障害者の解消に向けての第一歩として、平成六年、超党派による議員立法「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の成立に至つた。同法制度は、年金制度ではなく福祉的救済に留まるものではあるが、立法の経緯・趣旨のつとり適切に運用されて然るべきである。

官 報 (号 外)

このような状況に鑑み、以下質問する。

一本制度の運用に当たつては法の立法趣旨に鑑み、幅広く救済することが可能となるよう弾力的な運用がなされている。例えば、任意加入対象の学生であつた者については、書類等で初診用状況(平成二〇年三月末)の速報値では支給件数七七三二件とされているが、これに含まれる学生三九三三件中、上記「複数の第三者各々の証明」により初診日が確定された件数をお教えいただきたい。

二 一方で、同速報値によると不支給決定が八五八件と報告されている。不支給決定事由の内訳として「受給資格要件不該当」が二三〇件あるとされているが、この事由の詳細について、明らかにされたい。

三 ところで、平成三年度より前の国民年金任意加入期間中であつた学生について、学生本人もしくはその者の親等が、数ヶ月なりその年の年金保険料を納付していた場合、その他の要件は満たしているとして、特別障害給付金の対象となるのか否か。「対象とならない」場合はその根拠について明らかにされたい。

四 三の者の場合、「任意加入被保険者」に該当する想定されるが、その者等が経済的理由等により保険料納付を継続することができなくなつたとしても、「任意加入」の期間については「強制加入」の場合と異なり、申請免除(所得が低い場合)や法的免除(生活保護受給など)の対象で

はないという法制度上の不平等ともいべき位

置付けがなされていた。そのような状況において障害を負つた場合は、まさに、特定障害者特別給付金法の立法趣旨に照らしても、当然に

「国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情」として救済の対象とされるべきであろう。然るに、早急に運用上の改善を講じる必要があると考へるが如何。

五 関連して障害年金受給者数についてお伺いする。四月に開催された社会保障審議会障害者部会では平成十八年の障害年金受給者数について、厚生年金保険と基礎年金を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数が紹介されている。そこでこの障害年金受給者数について、さらに国民年金(一級・二級別)および厚生年金についての当該受給者数の障害種別(眼の障害」「聴覚・鼻腔機能・平衡機能、そしやく・嚥下機能、言語機能の障害」「肢体の障害」「精神の障害」「呼吸器疾患の障害」「循環器疾患の障害」「腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害」「血液・造血器、その他の障害」別の受給者数を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四四号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員三日月大造君提出特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員三日月大造君提出特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質

問に対する答弁書

一及び五について

お尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「受給資格要件不該当」の具体的な内容は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第二条第一号に規定する初診日において国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第二項第七号若しくは第八号に該当する者(以下「任意加入対象配偶者等」という。)でなかつたため、又は法第二条第二号に規定する初診日において国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)第一条の規定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当する者(以下「任意加入対象学生等」という。)でなかつたためというものが百八十四件、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日が確認できいためというものが四十三件、任意加入対象配偶者等であつたこと又は任意加入対象学生等であつたことが確認できいためというものが三件である。

(参考)

一 前回質問三に関連して、充実した食生活が健康の維持増進や良好な生活環境をもたらすことにはすでに疑問をはさむ余地のないところである。にもかかわらず、歯牙喪失の大きな要因である歯周病のスクリーニング検査である「歯周疾患検診」の実施率は極めて低い。この点について、政府の見解を問う。

八〇二〇(八十歳で自分の歯を二十本以上持つてゐること。)の実現には、学校歯科保健と老人歯科保健の狭間に位置する成人期の歯科保健が重要であり、予防をその目的とした成人歯科保健の一層の充実が望まれているところである。

老人保健法(現在は健康増進法)で定められている歯周疾患は四十、五十、六十、七十歳の節目年齢が対象であり、①二十から三十歳

要件に該当するかどうかによるものであり、御指摘の学生の場合についてもそのような考え方に基づいて判断している。

平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四五号
歯科医療の向上に関する質問主意書
提出者 前原 誠司

代の盛年層を省いている。②十年に一回の検診では歯科(口腔)保健の維持・増進を望むことはできない、といった批判がある上に、受

診率は二・七%(受診者数/一七一・八五五名)、市区町村の検診実施率も五二・三%に止まっている。

検診結果を見ると、要精検者一二三二・七二一名(受診者数/占める割合七七・一%)、要指導者一八・四三八名(同一〇・七%)、異常認めず二〇・六七一名(同一・一〇%)となつており、このことから保健・医療の連携が十分でないことは明確であり、日本における歯科(口腔)保健に対する社会環境の未熟度を露呈した結果となつていて。平成十七年度地域保健・老人保健事業報告(平成十七年国勢調査結果 四十歳・一、七五三、七八四人、五十歳・一、六三一、三八一人、六十歳・一、四七〇、九一〇人、七十歳・一、四三〇、〇一二人。)

二 前回質問四に対し、「国民医療費に占める歯科診療費の割合については、歯科医療に対する国民のニーズに応じて決まるものであると考えて」いるとの答弁を得たが、国民医療費に占める歯科診療医療費の割合は決して国民のニーズによるものではなく、初診・再診料に象徴される医科・歯科格差によるところが大きく、早急には正されるべきである。政府の見解を問う。

この点については、第一六八回国会での小池晃參議院議員による「歯科の診療報酬に関する質問主意書」に対し、歯科診療報酬項目のうち、七三項目の算定点数が二十年間据え置かれ

ているとの答弁もあることを書き添えておく。

次に、国民の受診行動が、ニーズ(疾患量)で

はなくデイマンド(願在化した医療需要)に基づいて引き起こされることは自明である。確かに、癌などのシリアスな疾患の場合には、癌が発生しても需要には殆ど影響を及ぼさないが、う蝕や歯周疾患有代表される多くの歯科疾患は価格変動により需要が影響を受ける割合が高い、すなわち、歯科医療は家計の所得や景況に影響を受けやすい。

今後は、ニーズに基づいた施策を充実するにあたっては、デイマンドについても検討すべきであると考へる。例えば本事項については、価格彈力性を指標のひとつとして加味することが必要である。政府の見解を問う。

(注) 価格が1%上昇すると販売量がe%落ちるが、そのeを価格弾力性といふ。

三 質問七に対して、「歯科診療報酬については、物価、賃金等の動向、歯科保険医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を総合的に勘案し、中医協における議論を踏まえて適切に設定している」との答弁を得たが、医療経済実態調査の結果を見ると、個人立無床診療所の収支差額を医科と歯科で比較した場合、最新(平成十九年六月)の調査結果では、歯科は医科の五四五%であり、この四半世紀にわたり医科の

のとしており、歯科医療を著しく低く評価している。政府の見解を問う。

(注) 土田武史中医協前会長は、「会長時代に

「歯科はフレキシビリティを失っている」と発言している。長年にわたる歯科医業収入の低迷により、医業経費の切り詰めが繰り返された結果、各々の歯科診療所における

医業経費割り当ての自由度が著しく狭められている現状を端的に表した言葉と言える

(平成十九年六月に開催された社会歯科医学研究会の設立総会)。

前回質問十二に対し、「歯科疾患の発症との関連性が希薄であるこれ以外の業務に従事する労働者に対し、労働安全衛生法に基づき、事

業者が歯科医師による健康診断を行わなければならぬこと」とすることは、事業者に過度の負担を負わせることとなり、困難である」との答弁を得たが、二月二十六日の予算委員会にてこの件について質問したところ、舛添厚生労働大臣からは、「会社も社員に対する一つの社会的責任としてやることがあってもいいのではないか。そうすれば会社の健康保険組合にしても、自分たちの負担が減るのではないか。何かいいアイデアを検討させていただきたい。」旨の答弁を得た。

その後、この件について具体的に検討されたのか、また、今後さらに検討されるのであれば、困難であるという方向性ではなく、舛添大臣の答弁による企業における社会的責任として検討するとの解釈でよいのか、政府の見解を問う。

次に、前回質問主意書とは異なる視点から質問をする。

五 医学・歯科医学は、従来、基礎医学、臨床医学を中心に発達してきたが、近年は社会医学の重要性が認識されてきている。京都大学大学院

医学研究科には、医学専攻・医科学専攻以外に、社会健康医学系専攻というコースが設けられれている。

その一方で、国立大学院の歯学研究科を見渡すと、社会歯科医学に根ざした講座がほとんど見当たらない。これでは、複雑化した世相に見合った十分な研究がなされないという危惧を持たざるを得ない。この点について、政府の見解を問う。

WHO(世界保健機構)の「World Health Report」を見ると、わが国の医療は、低い医療費にもかかわらず、極めて高い評価を得ている。これに関連して、東京医科大学の川渕孝一教授の著書(「歯科医療再生のストラテジー&スープーリジョン」医学情報社)から二つの表を引用したい(別添参照)。この二つの表から言えることは、わが国の歯科医療費が廉価な結果、国民の受診率を高めているとも解釈できるが、その一方で、患者さんと歯科医師、また、他の医療・保健・介護施設と歯科医療機関との間の情報連携が不十分となりがちではないだろうかということである。パトナーナリズム(父権主義的医療、おまかせ医療)が反省され、個々の患者さんの生活感が重視される現在、わが国の歯科医療費の現状について、政府の見解を問う。

右質問する。

別添

平成二十年六月十日

衆議院会議録第三十八号 議長の報告

歯科治療費(診療単価)の国際比較

わが国の保険料金は7カ国中最も低額。

(単位:円)

	イギリス	フランス	ドイツ	スイス	アメリカ	カナダ	日本 ^④
根管治療 ^①	92,220	43,920	14,146	36,601	108,011	52,764	5,839
歯石除去	13,630	3,144	1,779	4,626	12,566	6,366	732
アマルガム充填		5,040		16,015	17,190		2,408
複合レジン充填		11,880	6,218	14,658	25,724	10,567	2,851
インレー		25,661	23,993		108,101		5,795
再合着 ^②	3,698			5,700	3,863	3,417	774
金属冠	109,330	108,000		66,276	111,732	50,536	9,139
陶材冠		210,600		94,440	143,339	57,123	79,689
支台鑄造	12,180	24,840		21,168	41,138	7,703	1,707
抜歯 ^③	5,220		49,225	18,522	38,993		2,467
麻酔	5,220			1,606	2,807		321
エックス線標準 ^④		3,681	1,132	1,426	2,030	868	451
" パノラマ	6,960	18,252	5,574		12,660	3,273	3,202
為替レート ^⑤	1ポンド=174円	1ユーロ=108円	1スイス・フラン=72円	1ドル=122円	1カナダ・ドル=79円		

1) 抜歯、感染根管処置、根管充填を含む。

2) インレー、クラウンの脱離再合着。

3) 離抜歯を含む。

4) 咬合型を含む。

5) 2002年1月1日~6月30日の間に適用される基準外国為替相場および裁定外国為替相場

6) わが国の料金は、陶材冠は寺岡ら調べ。陶材冠以外は、厚生労働省「2000年社会医療診療行為別調査」を基に、各治療に関連する診療行為を集計した加重平均値である。

図 1-2

歯科医療費と延べ患者数

わが国では、国際水準の2.3倍もの多くの患者が受診している。

延べ患者数(億人)

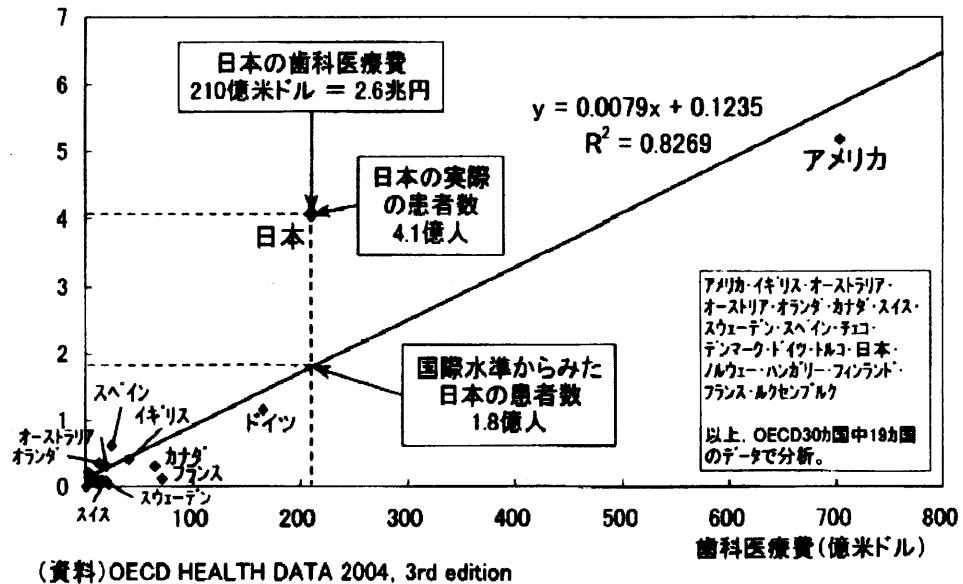


図 1-3

内閣衆質一六九第四四五号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前原誠司君提出歯科医療の向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前原誠司君提出歯科医療の向上に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「歯周疾患検診」については、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)において市町村がその実施に努めることとされているが、国としても、その実施は、歯周疾患の予防のために重要と考えており、実施率の向上を図るため、厚生労働科学研究費補助金により、より簡便で効率的なスクリーニングの在り方等の調査研究に対して助成を行うなどの取組を行っているところである。

二について

厚生労働省としては、歯科診療報酬については、初診料及び再診料を含め、物価・賃金等の動向、歯科保険医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を総合的に勘案し、中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という)における議論を踏まえて適切に設定しているものであり、基本的にこれを大きく変更する必要はないものと考えている。

また、我が国の医療保険制度においては、基本的に患者が必要とする医療のうち、保険給付を行うことが適切であると判断されるものについて保険給付を行っているところである。御指摘の価格彈力性については、必要に応じて中

医協において、これを歯科診療報酬の決定過程において考慮することなどが検討されることとなると考えている。

三について

厚生労働省としては、二についてで述べたところが踏まえ適切に設定しているものであり、「歯科診療報酬について、中医協の議論を踏まえ評価している」との御指摘は当たらない。

四について

お尋ねについては、「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」(平成二十年五月三十日付け基発第〇五三〇〇〇三号厚生労働省労働基準局長通知)を発出し、①歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましい旨の啓発指導に引き続き努力すること、②市町村において歯周疾患検診が実施されている場合、労働者もこれを受診できるところから、事業者に対するその旨の周知及び受診の際の配慮を行うよう啓発指導に努めること、

五について

③「健康保険組合事業運営指針」(健康保険組合の事業運営について)(平成十九年二月一日付け保発第〇二〇一〇〇一号厚生労働省保険局長通知別紙二))において、健康保険組合が行う健康診査の具体的な内容の例示として、歯科検診及び口腔検診が掲げられていることから、事業者に対して、その旨周知し、歯科検診の実施について健康保険組合と必要に応じ相談するよう啓発指導に努めることを、都道府県労働局長に対し指示したところである。

お尋ねの社会歯科医学に関する講座の開設も含め、大学における教育研究の実施について

は、各大学の自主的な判断に委ねられるべきものと理解している。なお、現在、東京医科歯科大学の大学院医歯学総合研究科環境社会医歯学系専攻における医療政策学講座、九州大学の大

学院歯学研究院歯学部門における口腔保健推進学講座環境社会歯科学研究分野、広島大学の歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻における社会歯科保健学分野等において、社会歯科医学に関する教育研究が行われていると承知している。

六について

御指摘の別添資料におけるような歯科治療費の国際比較については、制度や社会的背景の違いなどもあり、単純にこれをすることは困難であるが、厚生労働省としては、必要かつ適切な歯科診療については、基本的に保険給付の対象としているところである。

また、御指摘のように歯科医師が患者に対して適切な情報提供を行うことや歯科医師と他の医療関係職種等が情報共有及び連携をすることは、適正な歯科保健医療サービスを提供する上で重要なことであると考えております。例えば、平成二十年度の歯科診療報酬の改定においては、継続的な口腔管理が必要な患者に対し、歯科疾患の管理計画書を作成し、その内容を患者に対して説明を行うことを算定要件とする歯科疾患管理料や、入院中の患者に対し、退院後の患者の在宅医療を担う保険医療機関と連携する歯科医師等が、医師等他の医療関係職種とともに共同して療養上の指導を行うことを算定要件とする退院時共同指導料等を新設したことである。

平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四六号

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問主意書
〔前回答弁書〕(内閣衆質一六九第三三六号)を踏まえ、再質問する。

一 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号)に基づき、現在政府が行っている、旧日本軍が中國で遺棄したとされる化学兵器の処理事業(以下、「処理事業」という)について、本年度の「処理事業」は株式会社シーソック及び株式会社キノックスと一般競争入札により契約を行つた旨、「前回答弁書」で明らかにされているが、右二者と締結された契約の金額はいくらか、それぞれ明らかにされたい。

二 「処理事業」を行うため、二〇〇四年四月に大手建設コンサルタント会社のP.C.Iが百分出資する形で遺棄化学兵器処理機構(以下、「機構」という)が設立され、昨年度まで政府との間で契約が結ばれていたと承知するが、「機構」との契約額はいくらか。一の民間二社との契約額と比較して高額か。

三 「前回答弁書」で政府は、「処理事業については、コンサルティング業務及び調達業務を一体的に処理する株式会社遺棄化学兵器処理機構が設立されてから四年が経過し、内閣府においては、処理事業の実施に必要な知見等が蓄積さ

れ、新たな処理事業の実施体制をとることが可能かつ適切と判断したことから、本年度から処

理事業に関する各種の調達を行うに当たっては、一般競争入札を行った上で業者を選定し、内閣府が直接的に事業実施の全般にわたる適正な執行を監督する体制を強化したところである。」と、政府として「処理事業」の見直しを行つた旨の答弁をしているが、「処理事業」の請負先を「機構」から一で挙げた民間二社に変更したこと、PCIの元社長ら四名が本年四月二十三日に特別背任罪の容疑で逮捕されたことをはじめ様々な疑惑を持たれていたことは関係している。

四 本年五月十七日付の新聞によると、「処理事業」をめぐり、一〇〇四年にPCIと内閣府と結ばれた契約に、「プラント建設費の五%」等、PCI側に莫大な利益を保証する条項が入っていたことが明らかになつた旨報じられているが、なぜ内閣府がPCIと右の様なPCIを優遇する内容の契約を結んだのか明らかにされたい。

五 「処理事業」をめぐり、PCIとの契約を担当した内閣府の部局並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

六 四の新聞報道によると、四の契約内容は昨年四月に廃止されたことであるが、そもそもPCIとの様な内容の契約を結んだこと自体、内閣府に落ち度があつたと考へるが、五の担当責任者に対して何らかの処分、注意はなされたか。右質問する。

内閣衆質一六九第四四六号

平成二十年六月六日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺

棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に

関する第三回質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、株式会社シーソックとの契約額が約十五億八千万円、株式会社キノックスとの契約額が約千万円である。

二 について

内閣府においては、中国において遺棄化学

兵器を廃棄処理する事業(以下「処理事業」とい

う)の実施のため、パシフィックコンサルタン

ツグループ株式会社(以下「PCI」という。)

が出資する株式会社遺棄化学兵器処理機構(以

下「機構」という。)との間に平成十六年度から昨

年までに契約を行つて、その契約額について

は、平成十六年度が約七十九億二千

万円、平成十七年度が約七十四億七千万円、平

成十八年度が約八十三億八千万円、平成十九年

度が約七十四億八千万円である。機構との契約額と一について述べた二社との契約額について

ては、契約の内容が異なることから比較すること

とは困難である。

三について

処理事業については、先の答弁書(平成二十

年五月十三日内閣衆質一六九第三三六号)五に

ついて述べた処理事業を適正に執行するため

の体制の見直しを踏まえ、本年度において、ま

ずは、一について述べた二社とそれぞれ契約

を行つたところであり、御指摘の逮捕と本年度

の委託先の変更とは関係していない。

四 から六までについて

中国吉林省ハルバ嶺における処理事業(以下「ハルバ嶺事業」という)は、中国において長期間埋設された大量の遺棄化学兵器を処理するものであり、知見及び技術を新たに蓄積しながら進めていくという特殊性を有するため、ハルバ嶺事業特有の民間企業では負いきれない膨大なリスクが存在するなど民間企業が業務委託契約を締結するには未知の困難な要素が多く存在すると考えられていた。このような状況の下、平成十六年三月、ハルバ嶺事業を機構が受託するに当たり、内閣府と御指摘の株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナルとの間で契約を締結したことはないが、内閣府とPCIとの間で、内閣府がPCIにハルバ嶺事業を一體的に処理する管理会社の設立を依頼することなどについて確認を取り交わしたところである。この確認を取り交わした当時の内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室室長は岩谷滋雄及び高松明であるが、内閣府としては、当該認行行為は適正に行われたものと考えており、両名に対して、処分等は行つていない。

平成二十年五月二十九日提出 質問 第四四七号

外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が「社会通念に照らしてあつてはな

らない」と認識している特定の国会議員と

同省との過去の関係に関する質問主意書

一部逸夫氏が監察査察担当の外務省参与の任に就いていると承知するが、園部氏は二〇〇八年五月二十九日現在も外務省参与の任にあるか。

二 二〇〇二年に園部氏を長として外務省と国会議員の関係について調査が行われ、同年三月四日付で、当該調査結果をまとめた文書(以下、「園部レポート」という。)が当時の川口順子外務大臣に提出されたと承知する。「園部レポート」では、「調査の結果、国会で明らかにされている『国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事』に加え、今回『国後島桟橋改修工事』について、入札参加資格の決定過程において、鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で、細部にわたるやりとりが行われていたことが明らかになつた。これは社会通念に照らしてあつてはならない異例のことと言わざるを得ない」と、当方が国後島における緊急避難所兼宿泊施設の建設工事と桟橋の改修工事の入札決定の過程で、外務省関係部局と社会通念を超えた異常なやり取りを行つて旨報告されているが、右の「園部レポート」における報告に対しても、現在外務省

はどの様な認識を有しているか。

三 「園部レポート」が作成される過程で行われた

園部氏による聞き取り調査(以下、「調査」とい

う)について、「園部レポート」中で外務省との

関係が「社会通念に照らしてあつてはならない」

と名指しで批判され、まさに「園部レポート」の

主役とも言える当方が、当該レポートを作成す

る段階で行われた「調査」の対象に含まれなかつ

たのはなぜか。当方を「調査」の対象とせず、一

方的に外務省内の意見のみを聞くことで、どの

様にして公正な調査結果を出せると言うのか。

外務省の見解如何。

四 「調査」の対象に当方を含めないと決定は、

外務省におけるどの部局において、誰の責任の

下でなされたか。

五 「政府答弁書」(内閣衆質一六六第一一六号)

では、「鈴木宗男衆議院議員については、調査

が外務省の対応に関する事実関係を中心として

行われたものであつたことから、聞き取り調査

の対象に含まれていない」との答弁がなされて

いるが、右答弁では「調査」に当方を含まなかつ

たことの明確な理由とはなつてない。實際

は、外務省として当方を一方的に断罪するため

に、「調査」の対象に当方を含まず、「園部レ

ポート」を作成したものと考えるが、外務省の

見解如何。

六 「政府答弁書」(内閣衆質一六六第一一四九号)

では、「御指摘の職員以外の者が含まれてい

た」と、「調査」の対象に外務省職員及び支援委

員会事務局職員以外の者が含まれていたことが

明らかにされているが、右答弁で言う「御指摘

の職員以外の者」とは誰か、全て明らかにされ

た。外務省が守るべき約束を守らなかつたこ

とを質した当方の行動を、外務省に対して圧力をかけたとする、真実をねじ曲げたものである

と言わざるを得ないが、外務省の見解如何。

たい。

七 「調査」はどの様な文言で行われたか。「調査」の質問事項の具体的な文言を明らかにされた

程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法

律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

八 「調査」の文言に、「あなたは鈴木宗男さんにチャンスを与えるべきだと思いますか」「あの人があ

もう一度戻ってきて國益に貢献することになると考えますか」等、事実関係の聴聞と言うよ

り、踏み絵とも言える様なものは含まれていた

か。

九 「園部レポート」では「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四七号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している

特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の者は、平成二十年五月二十九日現在

在、外務省参与である。

二について

外務省としては、御指摘の調査は、外務省外

からの第三者として任命された外務省参与の下

で公正に行われたものと認識している。

十 二述べた様に、「園部レポート」では「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十一 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十二 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十三 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十四 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十五 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十六 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十七 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

十八 二述べた様に、「園部レポート」では「国後

島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程で鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で社会通念を超えた細部にわたるやりとりが

行われていたとされているが、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」と「国後島桟橋改修工事」において、当方が具体的にどの様な形で法律に違反し、行政をねじ曲げたと外務省は認識

しているのか明らかにされたい。

三から五までについて

ことに鑑み、北方領土における人道支援を行う際には、これら根室管内市町に配慮し、同地域の地元業者を優先する旨の取り決めがなされた」とことは確認されておらず、外務省としては、御指摘の調査は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で公正に行われたものと認識している。

御指摘の文書にあるとおり、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」及び「国後島桟橋改修工事」の入札参加資格の決定過程において、外務省欧亜局関係者(当時)が鈴木宗男衆議院議員の意向に配慮すぎたことは問題であったと認識している。

平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四八号
かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問主意書
一 元最高裁判所判事の園部逸夫氏を監察査察担当の外務省参与として、二〇〇二年に外務省と国会議員の関係について調査が行われ、同年三月四日付で当該調査結果をまとめた文書(以下、「園部レポート」という。)が当時の川口順子外務大臣に提出された。「園部レポート」による「調査の結果、国会で明らかにされている

「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」に加え、今回「国後島桟橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程において、鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で、細部にわたる議員と外務省の見解如何。

六 五の訪問に対して、外務省として何らかの意見とりが行なわれたことが明らかになつた。これは社会通念に照らしてあつてはならぬ異例のことと言わざるを得ない」と、鈴木宗男衆議院議員が国後島における緊急避難所兼宿泊施設の建設工事と桟橋の改修工事の入札決定の過程で、外務省関係部局と社会通念を超えた異常なやり取りを行つていた旨報告されており、また「園部レポート」を受け、川口大臣は「外務省に寄せられてきた国民の信頼を裏切つたことは極めて遺憾であり、国民の皆様に深くお詫び申し上げたい。また、外務大臣として、先頭に立つて、再発防止に全力を尽くすとともに、外務省職員ともども外務省の改革に取り組むことにより、外務省及び外交に対する信頼回復に努める所存である。」とのコメントを同日付で出しているが、外務省は鈴木宗男衆議院議員の行いが、法律に違反し、行政をねじ曲げるとともに、北方領土交渉並びに我が国の対ロシア外交に悪影響を与え、それぞれの停滞を招き、国民の外務省に対する信頼を裏切つた原因の一つであると認識している。

二 一で、外務省としてその様に認識していないのなら、その理由を説明されたい。
三 平成十八年五月十九日から同月二十二日の日程のビザなし交流に鈴木宗男衆議院議員が参加し、国後島を訪問したが、右に対する外務省の見解如何。

四 三の訪問に対して、外務省として何らかの意見、異議を鈴木宗男衆議院議員に伝えたか。
五 本年五月三十日より六月二日の日程のビザなし交流に鈴木宗男衆議院議員が参加し、択捉島を訪問するが、右に対する外務省の見解如何。

六 五の訪問に対して、外務省として何らかの意見、異議を鈴木宗男衆議院議員に伝えたか。
七 一で外務省が、鈴木宗男衆議院議員が法律に違反し、行政をねじ曲げ、更に北方領土交渉並びに我が国の対ロシア外交に悪影響を与え、それぞれの停滞を招くとともに、国民の外務省に対する信頼を失わせたと認識しているのなら、三と五のビザなし交流への鈴木宗男衆議院議員の参加に対し、外務省として何らかの意見、異議を伝えるべきではないのか。

右質問する。

内閣質一六九第四四八号
平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対する答弁書

一 後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
提出者 山井 和則
平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四九号
後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
二 後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
提出者 山井 和則
平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四九号
後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
三 後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
提出者 山井 和則
平成二十年五月二十九日提出
質問 第四四九号
後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書
四 二及び七について
御指摘の北方四島住民支援に関する調査結果報告書には、当時、鈴木宗男衆議院議員の意向

が突出した形で重視され、同議員の意向を推し量り、それを無視し得ないものと受け止め実現する方向に動かざるを得ない雰囲気が外務省内に存在していたこと及び同議員との関係をめぐり外務省員相互に根強い不信感が生まれていたことなどが述べられており、このような不正常な状態が生じていたと認識している。

二 平成二十年四月以降における、健康保険組合、政管健保、共済組合、国民健康保険について、それぞれの保険料と後期高齢者医療制度支援金は、後期高齢者医療制度導入せずに老人保健制度を維持した場合の、平成二十年四月以降、健康保険組合、政管健保、共済組合、国民健康保険における、それぞれの保険料と老人保健制度への拠出金と比べ、増加するか、それとも減少するか、ご教示いたたきたい。

三 後期高齢者医療制度において、保険料が特別徴収される場合、所得税及び住民税が増税となる場合がある。この「天引き増税」になる可能性のある世帯は最大何世帯であると推計されるか。また、「天引き増税」となることについて、政府の見解をお伺いする。

四 「後期高齢者負担率の改定方法について」(厚生労働省資料)では、平成二十年度から七年間で、後期高齢者医療制度の保険料の伸びは三十八%、国民健康保険の保険料の伸びが二十五回であるが、後期高齢者医療制度の保険料の伸びの方が高い理由は何か。

五 質問四における資料で、平成二十年度の「一人当たり後期高齢者保険料／年」は、二年前の試算で六万一千円であったが、実態は七万二千円である。この内訳をお教えいただきたい。

六 六万一千円と七万二千円の差、一万一千円のうち事務費に割り当てられる分はいくらか。

七 事務費が充てられる事務の具体的な内容についてお教えいただきたい。

八 後期高齢者医療制度を廃止し、平成二十年三月まで実施していた老人保健制度に戻した場合、国、地方自治体には、新たにいくらの財源

が必要となるかお示しいただきたい。

九 国民健康保険において、割引を受けて利用できる保養施設やブールにはどのようなものがあり、全国に何箇所あるか。これらの施設を利用できる国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となつた場合、施設を利用することはできなくなるか、それとも利用料が上がるか、あるいは、割引が下がるか。現状をお教えいただきたい。また、状況を把握している場合、把握すべきと考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四九号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度

における保険料、財源等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に対する答弁書

一について

後期高齢者に係る医療給付の財源について、

制度における保険料、財源等に関する質問

に対する答弁書

（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療給

付費に対する定率の公費負担及び調整交付金の

合計をいう）、現役世代からの支援金（国民健

康保険及び政府管掌健康保険の支援金に対する

公費負担を含む）、保険料（保険料の軽減等に

合は、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行つた試算では、お尋ねの二千八年度（平成二十年度）においては、定率公費が約五割、保険料が一割、現役世代の支援金が約四割であり、お尋ねの二千十五年度（平成二十七年度）においては、保険料が一割から一割八厘に上昇し、この上昇分だけ、現役世代からの支援金が減少するものと推計している。お尋ねのその他の年度については推計を行つてないことから、お答えすることは困難である。

二について

後期高齢者医療制度を導入するか否かのみの影響についての推計は行つていないことから、お尋ねの増減についてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの世帯数について把握することは困難であり、お答えすることはできない。

また、後期高齢者医療の保険料は、被保険者個人に賦課されるものであり、後期高齢者医療の保険料を特別徴収の方法により徴収することによりご指摘の状況が生じうる場合があることは承知しているが、特別徴収の方法による保険料の徴収については、被保険者の保険料納付に係る便宜を図るとともに、市町村における事務の効率化を図ることを目的として行うこととしたものであり、政府としては、この方法を採用することが後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するものであると考えている。

五及び六について

お尋ねの保険料額の違いについては、先の答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三六三号）十一についてでお答えしたとおりであるが、算定の根拠が異なるため両者の差額のお内訳をお答えすることは困難である。

七について

お尋ねについて代表的な事務の内容をお示しすると、被保険者証の発行に係る事務、療養の給付等に係る事務及び後期高齢者医療広域連合の議会に係る事務である。

八について

後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に対する公費負担を含む）に分けた場合の構成割合、御指摘の数値については、平成十八年の健康

保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行つた試算を基に計算されたものである。この試算においては、被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合の保険料の軽減措置を見込んでおり、平成二十年度においては後期高齢者医療制度施行直後であることから当該年度以外の年度よりもその対象者を多く見込み、後期高齢者の保険料が大幅に軽減されている。また、この試算の基礎となっている医療費の将来推計については、一人当たり医療費の伸び率を平成七年度から平成十一年度の実績を基に制度改革等の影響を除去し、七十歳以上の高齢者等（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者を含む。）について三・二パーセント、それ以外の七十歳未満の者について二・一パーセントと設定しており、当該高齢者等の医療費の伸び率の前提が高くなっている。これらがお尋ねの理由であると考えている。

三について

高齢者等（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者を含む。）について三・二パーセント、それ以外の七十歳未満の者について二・一パーセントと設定しており、当該高齢者等の医療費の伸び率の前提が高くなっている。これらがお尋ねの理由であると考えている。

四について

お尋ねについて代表的な事務の内容をお示しすると、被保険者証の発行に係る事務、療養の給付等に係る事務及び後期高齢者医療広域連合の議会に係る事務である。

五について

お尋ねについて代表的な事務の内容をお示しすると、被保険者証の発行に係る事務、療養の給付等に係る事務及び後期高齢者医療広域連合の議会に係る事務である。

(武止公一君外百十二名提出、平成十九年衆予調第三号)についての報告書に基づき集計したところ、独立行政法人国立病院機構が平成十八年度に締結した指名競争入札による契約は四百四十五件あり、この約五十パーセントに当たる二百三十二件の契約において落札率が百パーセントとなっている。当該落札率が百パーセントとなっている理由としては、一回の入札で落札せずに複数回の入札を行つたことや落札予定価格を前年度の予定価格と同額としたことなどが考えられる。

平成二十年五月二十九日提出

質問 第四五三号

後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問 主意書

提出者 柚木 道義

後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問 主意書

後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問 主意書

後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問主意書

一 後期高齢者医療制度の影響、すなわち、老人保健制度を維持していた場合と、導入せずに老人保健制度を維持していた場合と比べて、七十四歳以下の現役世代の負担は国と地方自治体それいくらになるのか。

② 後期高齢者医療制度を導入したことにより、導入せずに老人保健制度を維持していた場合と比べて、老人医療についての、公的負担は国と地方自治体それいくらになるのか。

③ 後期高齢者医療制度を導入したことにより、導入せずに老人保健制度を維持していた場合と比べて、七十五歳以上の高齢者の負担

は保険料と窓口自己負担それいくらになるのか。

③ 後期高齢者医療制度を導入したことにより、導入せずに老人保健制度を維持していた場合と比べて、七十四歳以下の現役世代の負担、老人医療費はそれぞれ二〇〇八年度において、どのように増減があるか。

④ ①から③について推計を行つてないならば、いつ推計をし、公表するのか。

⑤ ①において、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度の将来の増減はどのようになるか。

⑥ ②において、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度の将来の増減はどのようになるか。

⑦ ③において、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度の将来の増減はどのようになるか。

⑧ ⑤から⑦について推計を行つていないならば、いつ推計をし、公表するのか。

⑨ 後期高齢者医療制度を導入した場合と、導入せずに老人保健制度を維持していた場合における、七十四歳以下の組合健康保険の保険料は、二〇〇八年度、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度で、そ

二 後期高齢者医療制度の被保険者の年間平均保険料は、二〇〇八年度において七万二〇〇円であるが、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度の将来推計をお示しいただきたい。

三 後期高齢者医療制度においては、老人医療給付の一割を後期高齢者の保険料で賄うことになつてゐるが、今後、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度のこの比率は一割のままか。あるいは、一割からそれぞれどれくらいに変化すると推計しているのか。もし推計を行つてないなら、いつ推計をし、公表するのか。

五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度で、それがどういふらと推計されるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四五三号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員柚木道義君提出後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十年六月四日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員柚木道義君提出後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十年六月四日

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問に対する答弁書

入せずに老人保健制度を維持していた場合において、七十四歳以下の共済組合健康保険の保険料は、二〇〇八年度、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度で、それぞれいくらと推計されるか。

⑫ 後期高齢者医療制度を導入した場合と、導入せずに老人保健制度を維持していた場合において、七十四歳以下の国民健康保険の保険料は、二〇〇八年度、二〇一五年度、二〇二五年度、二〇三五年度、二〇五〇年度で、それぞれいくらと推計されるか。

一の①から⑫までについて

お尋ねの後期高齢者医療制度を導入するか否かのみの影響についての推計は行つてないため、いずれに對してもお答えすることは困難である。また、お尋ねの推計の時期等についても、その是非も含め慎重に検討したい。

二について

お尋ねの年度の推計を行つてないことが、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねに関しては、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行つた試算では、二千五十五年度(平成二十七年度)では十・八パーセントと推計しているが、それ以外のお尋ねの年度については推計を行つてないため、お答えすることは困難である。また、お尋ねの推計の時期等については、その是非も含め慎重に検討したい。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号中「子」を「未成年の子」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。
(検討)
3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすることは、なお従前の例による。

性別の取扱いの変更の審判をすることがで きる性同一性障害者に関する要件のうち、 「現に子がないこと」を「現に未成年の子が いないこと」に改めるものとする。
1 性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改 正
2 検討
3 施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行するものとすること。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出) 提出する報告書
衆議院議長 河野 洋平殿
平成二十年六月六日
法務委員長 下村 博文
第三条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、そ の事業活動を行うに当たつて、自らが愛がん動 物用飼料の安全性の確保について第一義的責任 を有していることを認識して、愛がん動物用飼 料の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、 愛がん動物用飼料の原材料の安全性の確保、愛 がん動物の健康が害されることを防止するため の愛がん動物用飼料の回収その他の必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出) 提出する報告書
衆議院議長 河野 洋平殿
平成二十年六月六日
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、愛がん動物用飼料の製造等 に関する規制を行うことにより、愛がん動物用 飼料の安全性の確保を図り、もつて愛がん動物 の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを 目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「愛がん動物」とは、愛 がんすることを目的として飼養される動物であ つて政令で定めるものをいう。
(基準及び規格)
第五条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動 物用飼料の使用が原因となつて、愛がん動物の 健康が害されることを防止する見地から、農林 水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製 造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は 愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めるこ とができる。
2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定に より基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止
3 この法律において「製造業者」とは、愛がん動

しようとするときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

(製造等の禁止)

第六条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令・環境省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するため製造すること。

二 当該基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

三 当該基準に合う表示がない愛がん動物用飼料を販売すること。

四 当該規格に合わない愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入すること。

(有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次に掲げる愛がん動物用飼料の使用が原因となつて、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聽いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

一 有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料

二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある愛がん動物用飼料

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(廃棄等の命令)

第八条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる愛がん動物用飼料を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該愛がん動物用飼料の使用が原因となつて、愛がん動物の健康が害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、

当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第六条第二号から第四号までに規定する愛がん動物用飼料

二 前条第一項の規定による禁止に係る愛がん動物用飼料

(製造業者等の届出)

第九条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者農林水産省令・環境省令で定める者

を除く。)は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 製造業者にあつては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地

四 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

(帳簿の備付け)

第五条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者又は輸入業者となつた者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その基準又は規格が定められた日から三十日以内に、同項各号に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

三 前二項の規定による届出をした者(次項及び第五項において「届出事業者」という。)は、その届出事項に変更を生じたときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

四 届出事業者が第一項又は第二項の規定による届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者が第一項又は第二項の規定による届出に係る事業の全部を譲り渡すものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人人は、その届出事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により届出事業者の地位を承継し

た者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第十条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

三 第三章 雜則

(報告の徴収)

第十二条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その

官 報 (号 外)

結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

(立入検査等)

第十二条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に

関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができ。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取されるときは、時価によつてその対価を支払わなければならぬ。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取(以下「立入検査等」という。)をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

5 農林水産大臣又は環境大臣は、第一項の規定により愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。

(センターによる立入検査等)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「セ

ンター」という。)に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関

係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができ。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取されるときは、時価によつてその対価を支払わなければならぬ。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取(以下「立入検査等」という。)をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定によ

る権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を環境大臣に通知するものとする。

5 前条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第五項の規定は第一項の規定による集取について、それぞれ準用する。

(センターに対する命令)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

2 第十五条 輸出用の愛がん動物用飼料について

は、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による禁止に違反した者

三 第八条の規定による命令に違反した者

四 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第十九条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十八条 一億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

二十一條 第九条第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二

十万円以下の過料に処する。

二十二條 第十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役

員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十三条 第十条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第一条 第五条第一項の規定による基準又は規格の設定については、農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行前においても、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律

第4号)」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第4号)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第4号)」に改める。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第六条 独立行政法人農林水産消費安全技術セン

ター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第 号)第十三 条第一項の規定による立入検査、質問及び集取

(農林水産省設置法の一部改正)

第七条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び種苗法(平成十年法律第八十三号)」を「種苗法(平成十年法律第八十三号)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第 号)」に改め

る。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報

告書

本案は、最近における愛がん動物用飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るために

所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物の健康が害されることを防止する観点から、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は成分につき規格を定めることができることとする。

2 1の基準又は規格(以下「基準等」という。)が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととする。

(一) 当該基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売の用に供するために製造すること。

(二) 当該基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するため輸入すること。

(三) 当該基準に合う表示がない愛がん動物用飼料を販売すること。

(四) 当該基準に合わない愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するため製造し、若しくは輸入すること。

(五) 農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、報告を求め、又は立入検査等を行うことができることとする。

6 農林水産大臣又は環境大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、報告を求め、又は立入検査等を行うことができること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

本案は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るための措置として妥当なものと認めるが、生物多様性基本法が成立し公布されたことに伴う規定の整理をする必要があるものと認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年六月六日

衆議院議長 河野 洋平殿 小島 敏男
環境委員長

本件は、最近における愛がん動物用飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るために

るために保管している場合には、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収その他必要な措置を命ぜることができるのこととする。

5 1の基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、その事業の開始前に、氏名及び住所等を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならないこととする。

6 農林水産大臣又は環境大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、報告を求め、又は立入検査等を行うことができること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

本案は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るための措置として妥当なものと認めるが、生物多様性基本法が成立し公布されたことに伴う規定の整理をする必要があるものと認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年六月六日

衆議院議長 河野 洋平殿 小島 敏男
環境委員長

〔別紙〕

附則

(環境基本法の一部改正)

(小字及び
一は修正)

第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び 生物多様性基本綿による」を「生物多様性基本綿による」に改める。

法(平成二十年法律第五十八号)健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律八号)を「生物多様性基本綿による」に改め、生物多様性基本綿による」を「生物多様性基本綿による」に改める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 愛がん動物用飼料の製造の方法・表示の基準、成分の規格は、事業者、民間団体及び諸外国の取組状況を踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。なお、その際には、消費者の不安を払拭するために、期限表示、原料の内容、使用添加物(酸化防止剤、防腐剤、発色剤等)及び原産国等について、消費者のニーズに応じた分かりやすい表示となる基準を策定すること。また、畜産副産物の使用に当たっては、病変肉、疾患部位の使用状況及びその安全性の実態調査を行うこと。さらに、本法の対象となる愛がん動物の範囲を犬・猫以外にも拡大するよう、積極的に検討すること。

二 規制の適用に当たつては、事業者が円滑に対

応できるよう十分な周知期間を設けるとともに

に、販売業者など事業者に対し、規制の必要性や内容の周知徹底を行うこと。また、愛がん動物の保護及び動物の愛護の観点から、一

般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方に

ついての普及啓発等に努め、適正飼養を推進す

ること。

ため、市場に流通する製品の検査体制の充実強化を図るとともに、事業者に対する検査や指導等を的確に行うための関係機関の体制整備に努めること。また、基準等に合わない又は有害な愛がん動物用飼料が見つかった場合には、当該

飼料の流通実態の把握及びこれに基づく廃棄又は回収等を迅速かつ適切に行うために必要な措置を講ずるとともに、偽装表示事案に対しては特に厳正に対処すること。なお、農林水産大臣が事業者等への立入検査等を行わせることで

きる独立行政法人農林水産消費安全技術センターについては、その業務等の透明性の確保に一層努めること。

四 飼養者の実質的相談窓口となることが想定さ

れる地方政府、動物病院、民間団体等との連携を密にし、愛がん動物用飼料の安全性に関する情報の収集、調査研究及び情報の提供に最

大限努めるとともに、有害な原材料が広範囲に使われないよう、関係省庁においても適時・適切な情報交換等、その連携に万全を期すること。

五 輸出用愛がん動物用飼料については、基準等

定めうるものとされていることから、当該飼料が国内で流通することのないよう、関係省庁間の連携を強化し万全を期すること。

なっている。

歳出においては、予算額八十三兆四千五百八十三億四千三百二万円余(当初予算額七十七万円余)、予算補正追加額七兆二千七百一億三千八百三十九万円余、予算補正修正減少額三兆四千九百七十八億千九百五十七万円余)に比し、九千五百四十三億七千七十六万円余の増加と

歳出においては、予算額八十三兆四千五百九兆六千八百六十億二千四百二十二万円余、

予算補正追加額四兆九千九十四億九千六百四十九万円余、予算補正修正減少額一兆千三百九十九億七千七百六十九万円余)に前年度線

越額一兆九千二百八十二億七千七百五十八万円余を加えた歳出予算現額八十五兆三千八百六十六億二千六十万円余に対し、支出済歳出額は八十一兆四千四百五十四億八千六十九万円余であり、その差額は三兆九千四百十一億三千九百九十一万円余である。このうち、翌年度繰越額は二兆三千三百五十一億三千九百四万円余(明許繰越二兆六百九十一億五千七百六十五万円余、事故繰越六百五十九億八千三百九十九万円余)、不用額は一兆八千六十億八千九十九万円余である。

以上の決算額を予算額と比較すると、債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成十八年度末現在五百四十兆六千五百三十一億九千七百二十九万円余であり、この債務のうち、公債は五百三十三兆三千三百九十四億六千三百五十四万円余である。

2 年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成十八年度政府関係機関決算書に関する報告書

告白

一 決算の内容

1 平成十八年度一般会計歳入歳出決算

平成十八年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額八十四兆四千百一十七億千三百七十九万円余、歳出決算額八十一兆四千四百五十四億八千六十九万円余であり、差引き二兆九千六百七十二億三千三百十萬円余の剩余を生じたが、この剩余金は、財政法第四十一条の規定により、平成十九年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成十八年度における財政法第六条の純剩余金は、八千二百八十六億八十六万円余で、この金額の三分の一を下らない額は、公債又は借入金の償還財源に充てることとなつて

いる。

以上の決算額を予算額と比較すると、保証債務及び損失補償債務負担額は、平成十八年度末現在五十一兆三千三百四十七億五百二十三万円余である。

2 平成十八年度特別会計歳入歳出決算

平成十八年度の特別会計の数は三十一であ

り、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入五百一兆五千三百六十三億千十三万円余、歳

出四百五十兆五千七百九十五億四千七百二万

円余である。また、翌年度繰越額の合計額は

十六兆九百六十六億七千六百六十六万円余、不

用額の合計額は十兆五千三百八億五百三十万円余である。

債務負担額は、平成十八年度末現在三百二兆六千三百六十九億千九百一万円余である。

この債務のうち、公債は百四十一兆六百三十億二千百二十九万円余、借入金は五十七兆三千四百六十一億八千二百二十七万円余、政府短期証券は百兆九千七百四十一億四千万円である。

3 平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十八年度の国税収納金整理資金の受入額及び支払いは、資金への収納済額六十三兆六千六百七十億八千百七十九万円余、資金から的一般会計等の歳入への組入額等六十二兆八千六百十四億二千三百二十九万円余であり、差引き八千五十六億五千八百五十万円余が平成十八年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度の政府関係機関の数は八である、その収入支出の決算額の合計額は、収入四兆五千三十一億四十七万円余、支出三兆七千九百二十七億七千七百三十九万円余である。

二 議決の内容

平成十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとお

り議決すべきものと決定した。

本院は、平成十八年度決算について、予算執

行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきただが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾であ

る。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 国の財政は、公債残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にある。二〇一年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する財政健全化の目標に向か、あらゆる分野における歳出改革に全力で取り組むなど、歳出歳入一体改革を着実に進めいくべきである。また、ODAについては、納税者への説明責任を果たすため、個々の事業の必要性の検証を徹底するとともに、事業に対する事前評価を含めた情報開示を一層推進るべきである。

(2) 我が国における本格的な人口減少社会を迎えるに当たって、国民の希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境を早急に整備することが喫緊の課題となつてゐる。このため、保育所の受入れ児童数の拡大、多様な保育サービスの拡大、放課後児童対策の拡充を図るなどの少子化対策を積極的に推進すべきである。また、将来の社会を

担う若者の雇用・生活の安定を図るために、

フリーランス常用雇用化の一層の推進を図ることともに、ニートの職業的自立の支援を行う

う地域若者サポートステーションの拡充強化等に努めるべきである。

(3) 耐震偽装対策として建築基準法が改正される中で、住宅着工件数が落ち込み、経済に影響を与えるなどの混乱が生じた。政府は、建築確認手続が円滑に行われるよう改正建築基準法の運用の改善に努めるべきである。また、低額所得者、被災者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、いわゆる住宅セーフティネット法に則り、公的賃貸住宅の供給の促進、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等の施策を、着実に推進るべきである。

(4) 道路特定財源の使途について、不適切な関連支出などの問題が生じていることは遺憾である。政府は、無駄を排除し、支出の適正化・効率化を図るとともに、交通需要を適切に把握し、国民にとって真に必要な道路計画の策定を進めるべきである。また、道路関係公益法人に対する支出の削減や業務・組織形態の見直しなどを進めるとともに、道路特定財源を来年度から確実に一般財源化すべきである。

(5) 食品表示の偽装や輸入食品の安全性の問題等、食の安全・安心を脅かす事態が頻発していることから、食に対する信頼を取り戻す有効な対策を講ずるべきである。また、食料自給率向上のため、農林水産業に従事する意欲と能力のある若い手の育成を

進め、生産の場である農山漁村の活性化を図るべきである。

(6) 国民に信頼され、豊かさを実感できる社会保障制度の確立に向け、公的年金制度の長期的安定の確保について徹底した検討を行ひ、今後の国の役割及び国民負担の将来像を早期に提示すべきである。また、年金記録問題への対応については、国民の信頼回復を一刻も早く図るため、ねんきん特別便等の通知を確實に行うとともに、記録確認の周知、相談体制の充実に万全を期すべきである。

(7) 地域医療や救急医療等における医師不足等の諸問題は深刻な状況となつており、引き続き国民に対する医療提供体制の整備強化に全力で取り組むべきである。また、高齢者の医療サービス提供体制を充実させるとともに、介護を担う優れた人材の確保を図るために介護従事者等の待遇改善策を講ずるべきである。なお、後期高齢者医療制度については、施行状況を検証した上で根本的な対策について徹底的な議論を行うべきである。さらに、新型インフルエンザについても、その発生が国際的にも予断を許さない状況になつてゐることから、ワクチン等の医薬品の研究開発を促進するとともに、抗インフルエンザ薬及びプレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるべきである。

(8) 地球温暖化対策等の環境問題に関しては、政府として、京都議定書の温室効果ガス六%削減約束の確実な達成に努めるとともに、地球温暖化対策等の環境問題に関することから、食に対する信頼を取り戻す有効な対策を講ずるべきである。また、食料自給率向上のため、農林水産業に従事する意欲と能力のある若い手の育成を

官報(号外)

もに、更なる排出量の削減のため、森林吸収源対策の推進、バイオマス等の再生可能なエネルギーの導入促進等を図るほか、全ての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作り、排出削減と経済成長の両立を目指す途上国への支援等、地球環境問題に対する国際社会全体の取組にリーダーシップを發揮すべきである。

(9) 公務員制度の総合的な改革を推進するため、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公務員制度改革を総合的に推進する機関を設置し、速やかに取り組むべきである。さらに、行政と関係の深い公益法人について、契約の在り方、役員報酬等の集中点検を実施するとともに、退職管理の適正化を進め、いわゆる天下り問題の根絶を図るべきである。また、イージス艦機密情報の持ち出しやイージス艦と漁船との衝突事故、前事務次官の取扱事件、防衛調達に関する水増し事案など自衛隊に関する不祥事が続発しているのは遺憾である。政府は、厳格な情報管理体制の確立や再発防止を図るとともに、公務員による不正行為や行政執行の怠慢に対する厳正な処分の徹底等を行うべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。
- 3 決算のうち、前記以外の事項については異

議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たつて、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十年六月六日

決算行政監視委員長 枝野 幸男
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十八年度国有財産増減及び現在額統計

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十八年度中の国有財産の増減額は、総増加額四十九兆七千四百五十一億九千八百五十五万円余、土地五兆六千七百四十三万円余、航空機一兆八千五百六億六千七百九十八万円余であり、減少が政府出資等七兆七千七十八億五千二百四十四万円余、土地五兆六千五百十亿三千二百五十四万円余、航空機一兆六千五百四十八億七十八万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

平成二十年六月六日

決算行政監視委員長 枝野 幸男
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

右の議案を提出する。

平成二十年六月十日

決算行政監視委員長 枝野 幸男
衆議院議長 河野 洋平殿

地方自治法の一部を改正する法律案

提出者

総務委員長 渡辺 博道

これを平成十七年度末現在額一兆七百四十三億二千八百十一万円余に加算すると、平成十八年度末現在額は一兆八百四十一億九百九十五万円余である。

平成十八年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆四百七十六億三千三百六十七万円余、緑地の用に供するもの百二十九億千三百五十六万円余等である。

なお、増減の主なものは、公園の用に供するもので、増加が千六百六億八千百二十一万円余、減少が千五百二十億百三十六万円余である。

平成十八年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆四百七十六億三千三百六十七万円余、緑地の用に供するもの百二十九億千三百五十六万円余等である。

なお、区分別の増減の主なものは、増加が政府出資等二十八兆四千九百三十一億九千八百五十三万円余、土地五兆六千七百四十三万円余であり、減少が政府出資等七兆七千七十八億五千二百四十四万円余、土地五兆六千五百十亿三千二百五十四万円余、航空機一兆六千五百四十八億七十八万円余である。

これを平成十七年度末現在額一兆七百四十三億二千八百十一万円余に加算すると、平成十八年度末現在額は一兆八百四十一億九百九十五万円余である。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 教科用特定図書等の発行の促進等(第五条—第八条)
- 第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援(第九条—第十五条)
- 第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保(第十六条—第十八条)

<p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのつとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずることにより、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もつて障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書(以下「教科用拡大図書」という)、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他の障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であつて検定教科用図書等に代えて使用し得るものという。</p>	<p>2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。</p> <p>4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であつて、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第二百三十二号)第八条の発行の指示を承諾したものという。</p> <p>5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p>
---	---

<p>第三条 国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他の教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(教科用図書発行者の責務)</p> <p>第四条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等に係る標準的な規格の策定等</p>	<p>3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関する助言その他の必要な援助を行うものとする。</p> <p>(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)</p> <p>第六条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他の教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならぬ。</p>
---	--

<p>3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に応じ、助言その他の必要な援助を行うものとする。</p> <p>(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)</p>	<p>(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)</p> <p>第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るために必要な調査研究等を推進するものとする。</p> <p>第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及教科用図書等の普及</p>
--	---

定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めることにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第十四条 第十一条の規定による契約に係る政府

契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日」以内の日」とあるのは、「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に

関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需

要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第十八条 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一

項の規定により市町村が処理することとされて

いる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表第一に次のように加える。

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

第十六条第二項の規定により都道府県が処理

することとされている事務及び同条第一項の規

定により市町村が処理することとされてい

る事務

(著作権法の一部改正)

第十七条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

第一項に次のように加える。

(著作権法の一部改正)

第十四条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「弱視」を「視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難なに、「を

拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大して」を削り、「図書」を「図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、「に、「教科用拡大図書」を「教科用拡大図書等」に改め、同条に次の一項を加える。

標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

(検討)

第二条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

第十六条第二項の規定により都道府県が処理

することとされている事務及び同条第一項の規

定により市町村が処理することとされてい

る事務

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第二号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。)の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則についての経過措置

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前条の例による。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案
(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、教育の機会均等の趣旨にのつとり、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資するため、所要の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年六月十日

文部科学委員長 佐藤 茂樹
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 拡大教科書等の供給・普及の促進という国の大教科書等の発行が重要であることにからみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。

二 教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。

三 障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進のため、教科書を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、政府として適切な支援措置を講ずること。

四 将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

五 無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる特定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

六 高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的な支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

七 特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八 特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られよう、すみやかに必要な措置を講ずること。

平成二十年六月十日 衆議院会議録第三十八号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日可

平成二十年六月十日

衆議院会議録第三十八号

発行所
二東京一〇五番地四四四号
独立行政法人國立印刷局
虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 三三〇円